
第一庁舎・長野市民会館建設基本計画 (案)



平成23年3月

長野市

第一庁舎・長野市民会館 建設基本計画（案）

目 次

序章

1	検討の経過	1
2	基本計画の位置づけ	5

第1章 建設地

1 - 1	敷地条件	6
1 - 2	配置（敷地利用方針）	7

第2章 第一庁舎

2 - 1	施設基本方針	8
2 - 2	新庁舎の機能	9
	＜市民に分かりやすく、利用しやすい庁舎＞	9
	＜災害に強く防災拠点となる安全・安心な庁舎＞	11
	＜環境にやさしい庁舎＞	12
	＜市民に開かれ、議会機能が十分に発揮できる庁舎＞	13
	＜効率的・機能的に業務を進められる庁舎＞	14
	＜景観に調和し、市民が気軽に訪れることができる庁舎＞	15
2 - 3	新庁舎の規模・機能配置	17
2 - 4	今後の課題	20

第3章 長野市民会館

3 - 1	文化芸術に関する状況等	22
3 - 2	施設基本方針	31
3 - 3	部門構成	36
	＜ホール部門＞	37
	＜創造支援部門＞	40
	＜情報・交流部門＞	41
	＜アートマネジメント部門＞	42
3 - 4	運営管理	46
3 - 5	今後の課題	47

第4章 建設概要

4 - 1	施設整備概要	48
4 - 2	事業手法	51
4 - 3	事業費	52
4 - 4	建設スケジュール	54

参考	基本構想の概要	55
----	---------	----

本文中では、現在の庁舎・市民会館との混同を避けるため、原則として新たに建設する「第一庁舎」及び「長野市民会館」は、それぞれ「新庁舎」・「新市民会館」と表記しています。

1 検討の経過

1 施設の概要と課題、建て替えの必要性

(1) 第一庁舎の概要と課題、建て替えの必要性

ア 市役所第一庁舎の概要

- 竣工 : 昭和40年9月
- 経過年数 : 45年
- 敷地面積 : 6,138.66m² (玄関棟及び第一駐車場含む)
- 建築面積 : 1,806.48m²
- 延床面積 : 12,196.53m²
- 階数 : 地上8階、地下1階、塔屋2階
- 構造種別 : 鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC造)

イ 課題

- ・建物、設備が老朽化している。
- ・廊下や階段等が狭く、バリアフリーに十分対応していない。
- ・民生部門窓口が分散しており市民に分かりにくい。
- ・建物の耐震性が確保されていない。 など

ウ 建て替えの必要性

- ・平成18年に実施した耐震診断により、「震度5強以上の地震動において、3階より上部の階に補修が困難な大きな被害または層崩落の可能性がある。」との結果が出ており、早急な対策が求められている。
- ・耐震改修だけでは、段差や通路の狭さなど、バリアフリー対応が不十分であり、環境負荷の高い非効率な設備、建物の狭隘化、防災拠点としての十分な機能が果たせないなど、多くの課題が解消されない。
- ・将来の長野市のためには、合併特例債の活用により、市の財政負担を軽減し、優良な資産として庁舎を残す必要がある。
- ・以上の点を総合的に判断した結果、最も市民益に結びつく手法として、建て替えを決定した。

(2) 長野市民会館の概要と課題、建て替えの必要性

ア 長野市民会館の概要

- 開館 : 昭和36年4月
- 経過年数 : 49年
- 敷地面積 : 7,197.73m² (第三駐車場及び西側通路含む)
- 建築面積 : 2,952.20m²
- 延床面積 : 5,193.90m²
- 階数 : 地上4階(一部半地下)
- 構造種別 : 鉄筋コンクリート造(RC造)
- 収容人員 : ホール 1,828席(1,169.50m²)
(固定席1,738、補助席78、車椅子席12)
集会室 200人収容(327.75m²)

イ 課題

- ・エレベーターがなく段差・階段が多くバリアフリー対応になっていない。
- ・練習室やリハーサル室など練習環境がない。
- ・入場待ちの観客が滞留するロビーがない。(屋外で待つことになる)
- ・空調設備関係の運転音が大きい。
- ・遮音性能や音響性能が低い。
- ・客席が狭い。 など

ウ 建て替えの必要性

- ・昭和56年に建築基準法耐震規定が大幅改正、強化される前の旧耐震基準のもとに設計、施工された建物であり、現在の基準に適合していない部分がある。また、劣化診断や耐久度調査からも、耐久性を維持する対策が必要となっている。
- ・市内外から多くの人が集まる施設であることから、建物の耐震強度を高め、安全性を確保することは行政に課せられた責務であり、大きな課題である。
- ・市民会館が、市民の文化力の向上を支える「文化芸術振興の拠点」であるためには、市民が使いやすく、いつでも練習等ができる環境の整備が求められており、改修では、機能的・効果的に解決できない課題がある。
- ・市内の類似施設との役割を考えた場合には、質の高い音楽に対応できる専門性を有したホールが求められており、市民会館が拠点としての役割を果たすためには、その独自性が求められる。
- ・以上から、文化振興による将来的なまちづくりや財政計画などを総合的に考える中で、市民会館をより質の高い文化芸術拠点とするため、建て替えることを決定した。

2 第一庁舎・長野市民会館の整備に関する検討経過

- ・平成20年6月に第一庁舎及び市民会館の在り方について検討を行うため、市民、有識者による「長野市役所第一庁舎及び長野市民会館の在り方懇話会」を設置し、建て替え等の必要性、規模・機能、建設地、建設手法などについて、市の検討内容にとらわれず改めて検討した結果、平成20年12月「第一庁舎及び市民会館については、両施設とも建て替える必要がある。」との報告書が市長に提出された。
- ・平成21年4月に市の「長野市役所第一庁舎及び長野市民会館の建て替えに関する基本の方針」をまとめ、公表した。
- ・平成21年8月に専門的な立場、利用者の立場から、長野市民会館の在り方について検討を行うため、市民、有識者による「長野市民会館建設検討委員会」を設置し、基本理念や規模・機能などについて協議し、平成22年1月に長野市民会館の建て替えの要否や具体的構想についての提言書が市長に提出された。
- ・第一庁舎及び市民会館の建設に当たり、機能等の具体的な検討を行う庁内の検討組織として、平成21年8月にプロジェクトチームを設置し、それぞれの課題について検討を開始した。
- ・平成22年2月に基本構想を策定した。基本構想では施設の諸課題を解消し、建物全体の機能向上が必要であり、今までの議論や市民意見の分析、財政計画などを総合的に判断した結果、両施設ともに建て替えることを決定した。（参照：基本構想の概要は巻末に掲載）
- ・市議会において、平成22年4月に「市役所第一庁舎及び長野市民会館調査検討特別委員会」を設置した。
- ・平成22年6月に公募による市民などで構成する「長野市民会館市民ワークショップ」（公募市民40名、建設検討委員5名）を設置し、基本計画案の策定に向けて市民の立場から様々な議論を重ね、同年10月に提言書を市長に提出した。

3 長野市民会館の建設地に関する検討経過

- ・平成20年12月に「長野市役所第一庁舎及び長野市民会館の在り方懇話会」より、「第一庁舎の建設地は、市民会館を解体した跡地とする。また、市民会館の建設地は、交通の便が良く人が来やすい場所とする。」との報告書が市長に提出された。
- ・平成21年4月に「市民会館の跡地に第一庁舎を建設し、市民会館の建設地は平成21年度中に複数の候補地の中から最適な場所を選定する。」とする市の「長野市役所第一庁舎及び長野市民会館の建て替えに関する基本の方針」を発表した。
- ・市は、市民会館の建設地は、「交通の便が良く、市民誰もが来やすい場所」として中心市街地が適していると判断した上で、平成21年5月に、中心市街地内において、一定の敷地が確保できる10箇所の候補地を選定し、建設時期や法的な問題、経費等を考慮し、「長野駅前地区」、「権堂地区」、「現在地」の3箇所に絞込みを行った。
- ・平成22年2月に市は、3箇所の候補地に対する「長野市民会館建設検討委員会」の

意見等を参考に、基本構想を策定し、建設地を「権堂B-1地区再開発事業予定地」が適している。ただし、再開発事業の組合設立が地権者間で合意されず、認可に至らないような場合には、現在地を建設地とする。」と決定した。（参照：基本構想の概要は巻末に掲載）

- ・平成22年6月に権堂B-1地区再開発事業予定地における大型店の経営方針の変更により、再開発事業の実施が困難となり、建設地の再検討が必要になった。
- ・平成22年8月に、市は建設地を権堂B-1地区再開発事業予定地（東街区）とする「長野市民会館の建設地の方針案」を公表した。
- ・平成22年10月に「市役所第一庁舎及び長野市民会館調査検討特別委員会」から、長野市民会館の建設地を東街区に反対する旨の申入れが市長に提出された。
- ・平成22年10月に「長野市民会館建設検討委員会」から、権堂東街区への建設に意見を付した上で容認する意見書が市長に提出された。
- ・市民意見、議会意見、建設検討委員会及び市民ワークショップの意見を総合的に判断し、平成22年11月に、市民会館の建設地は現在地とする市の方針を公表した。
- ・平成22年12月、「市民会館と庁舎は現在地での建て替えとし、配置については両施設を一部合築する案を中心に、基本計画や基本設計の段階で、配置や施設内容についてさらに検討していく」とする市の方針を決定した。

2 基本計画の位置づけ

本計画は市民に対して建設の具体的内容を示すとともに、今後の設計者選定や設計業務に向けて、長野市の方針や条件を示すものである。

市民が気軽に利用でき、市政に積極的に参画する場となり、人の交流や文化活動がまちへと展開するような、市民に親しまれる施設づくりを目指す。

< 基本計画の位置づけ >

年度	分類	分類	目的・内容
21	計画策定	基本構想	< 目的 > ・事業の発案 < 内容 > ・事業の大枠、施設概要などを記載
22		基本計画	< 目的 > ・施主としての考え方、条件の提示 ・市民にどんな施設になるのか、より具体的にお知らせ < 内容 > ・敷地条件、施設の構成など、設計の条件を記載
23	設計	基本設計	< 目的 > ・詳細の検証→具体像の決定 < 内容 > ・全体規模、建物や諸室の配置の検討と決定 ・動線の検討と決定 ・必要な設備の選択と決定 ・概算工事費の算出
24		実施設計	< 目的 > ・施工に向けた発注書類の作成 < 内容 > ・工事発注のための図面作成 ・数量・単価など経費内訳書作成
25 26	施工	建設工事	
27		外構整備等	

第 1 章 建設地

1 - 1 敷地条件

1 敷地の状況

(1) 建設敷地

現第一庁舎及び現長野市民会館を解体した跡地とする。なお、新庁舎及び新市民会館の建築可能範囲は、現在の玄関棟部分と市民会館を解体した跡地とする。

(2) 敷地の基本要件

【所在】長野市大字鶴賀緑町1613番地（現在の庁舎住所）

【敷地面積】約13,000m²（建設可能敷地 約7,000m²）

【用途地域】商業地域及び近隣商業地域

【建ぺい率】商業地域：80%、近隣商業地域：80%

【容積率】商業地域：400%、近隣商業地域：300%

【日影規制】平均地盤面から4m、5時間、3時間

【その他規制】長野県建築基準条例、長野市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例、長野市建築基準法施行細則 他

【前面道路】北側：国道19号（全幅員26.0m）

南側：市道長野西227号線（全幅員5.0m～8.5m）

東側：市道長野西267号線（全幅員9.3m）

西側：市道長野西229号線（全幅員5.0m）

【道路状況の課題】市道長野西267号線のJR踏切を南に向かって横断する相互通行を見据えた道路整備計画に配慮した建物配置とする。

【地形地質】計画地は、裾花川扇状地上に立地している。表層土下は玉石混じり砂礫層からなっており基礎地盤としては概ね良好である。

1 - 2 配置（敷地利用方針）

1 配置の考え方

(1) 配置における前提条件

- ・新庁舎と新市民会館を低層階で一部合築する配置を基本とする。
- ・建物配置は庁舎東側のＪＲ踏切及び市道の将来的な相互通行を見据えて検討する。
- ・バス、送迎車両等の乗降場所を配置する。
- ・災害時に活用できる空地を確保する。

(2) 周辺緑化

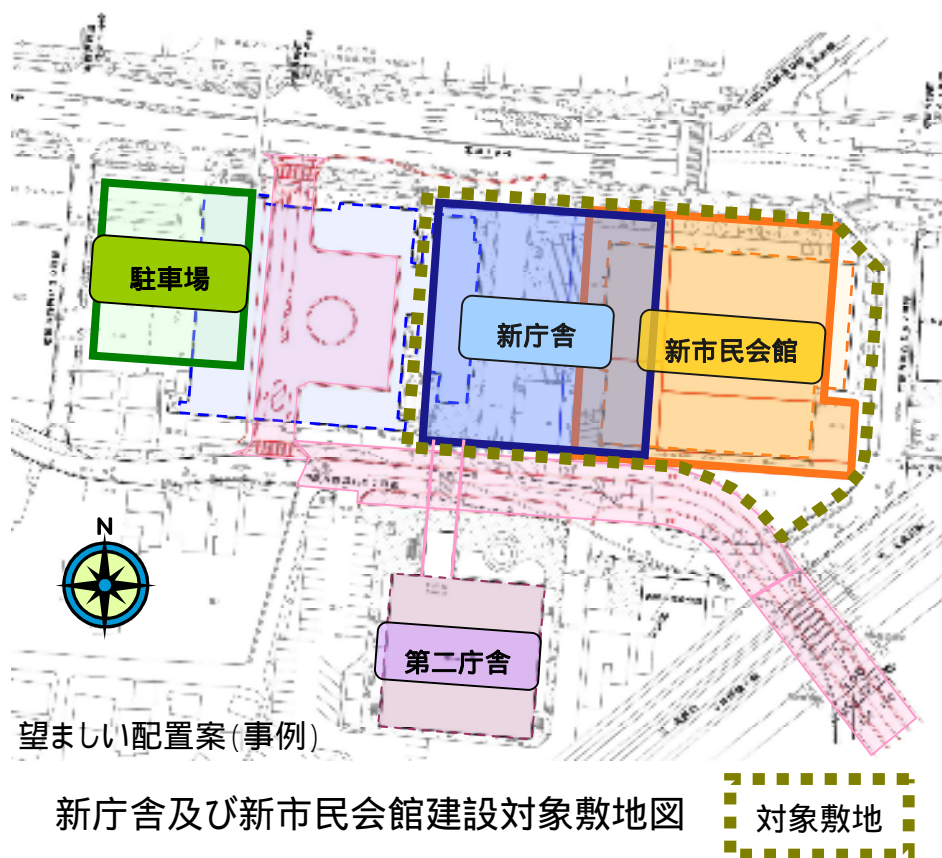
- ・市民が集い安らげる環境を創造するとともに、ヒートアイランド現象を緩和するため、積極的に周辺の緑化を行う。
- ・敷地内にある樹木は、特性に応じて保存または移植に配慮する。

(3) その他

- ・施設利用者の利便性向上・安全性確保の視点から、施設に隣接した場所に利用者用駐車場を整備する。
- ・設備等の騒音・振動等に対する周辺の居住環境の保全に配慮する。

2 施設配置のパターン

敷地内に、新庁舎及び新市民会館を一部合築するパターンを基本とする。



第2章 第一庁舎

2 - 1 施設基本方針

基本計画では、基本構想で掲げた新庁舎に求める基本理念と建設コンセプトを踏まえ、新庁舎整備の基本理念と配慮すべき基本方針を次のとおりとする。

基本理念

「22世紀の市民につなぐ“環境・みらい・あんしん”庁舎」

基本方針

- 方針1 市民に分かりやすく、利用しやすい庁舎
- 方針2 災害に強く防災拠点となる安全・安心な庁舎
- 方針3 環境にやさしい庁舎
- 方針4 市民に関かれ、議会機能が十分に発揮できる庁舎
- 方針5 効率的・機能的に業務を進められる庁舎
- 方針6 景観に調和し、市民が気軽に訪れることができる庁舎

2 - 2 新庁舎の機能

方針 1 市民に分かりやすく、利用しやすい庁舎

総合窓口や市民交流スペースの設置、ユニバーサルデザイン（ ）の導入、フロア配置の工夫などにより、市民に分かりやすく、利用しやすい庁舎とする。

1 窓口サービス

(1) 総合案内所

- ・ 用件に応じて来庁者をスムーズに案内するため、新庁舎入口に総合案内所を設置する。

(2) 総合窓口（ワンストップサービス）

- ・ 出生・転入等のライフイベントと関連の深い申請や手続きを行うことができる「総合窓口」を低層階に設置する。
- ・ 総合窓口の形態は、「住民窓口」に併設して福祉の諸手続きができる「福祉窓口」を設置する。（福祉窓口併設型による出生・転入等ライフイベント関連の申請・手続きのワンストップサービス化を図る。）
- ・ 窓口サービスの向上のために、タッチパネル式案内や窓口支援システム等の導入を検討する。

(3) フロア配置

- ・ 来庁者が多く総合窓口に関連する生活・福祉・税関係課を低層階へ集約的に配置する。
- ・ 利便性向上のため、低層階にエスカレーターを設置する。

(4) 窓口カウンター

- ・ 窓口の特性に応じて、ローカウンター、ハイカウンターを設置する。また、プライバシーに配慮した仕切りや、相談業務にも対応できるブース（相談コーナー）を配置する。

(5) 待合スペース

- ・ 車椅子やベビーカーの利用者が余裕をもってすれ違うことのできる待合スペースを確保する。

2 利用者サービス

(1) 市民交流スペース

- ・ 多くの市民が利用する１階に、待合やギャラリーなど多目的利用が可能な市民交流スペースを設置する。
- ・ 市民が利用しやすいよう玄関周辺の配置を検討し、併せて執務時間外（夜間や土日祝日等）の利用が可能となるよう整備し、セキュリティを確保する。
- ・ 選挙の際には期日前投票所として活用できる仕様とする。

(2) 市民便利機能

- ・ 各フロアに、出入りが目立たぬようプライバシーに配慮したトイレを設置する。市民利用が多い低層階と議会フロアには多目的トイレを設置する。

-
- ・授乳室の拡充やキッズスペースを設置する。
 - ・市民が利用できる明るく開放的なレストラン、カフェ、売店を設置し、民間委託が可能な配置とする。

新市民会館と共用となることに留意する。

市民の利便性に配慮するとともに、夜間や休日等の営業も視野に入れた配置とし、セキュリティを確保する。

- ・夜間や休日も使える住民票の自動交付機の設置を検討する。
- ・金融機関のＡＴＭは１箇所に集約し、低層階に設置する。
- ・市民が利用する喫煙スペースは、市民が多く利用する階層への設置を検討する。なお、屋外に設置する場合は、受動喫煙の防止に配慮する。

ユニバーサルデザイン

障害の有無や年齢に関係なく、はじめてから全ての人にとって利用しやすいまちづくり・ものづくり・環境づくりを行っていかうという考え方

方針 2 災害に強く防災拠点となる安全・安心な庁舎

庁舎は市民の安全・安心な暮らしを支える拠点として、高度な耐震性・防火性を備え、かつ災害時に迅速な対応ができる庁舎とする。

1 防災拠点としての機能

市民生活の安全・安心を確保するため、地震・台風・集中豪雨等の災害に対する高い安全性を備え、自然災害や事故発生時における拠点機能（司令塔機能）を十分に発揮できるよう整備する。

- (1) 新庁舎は、防災拠点として必要な強度・構造を確保する。また、免震構造を採用するなど防災拠点として初動対応がとれるようにする。
- (2) 災害時の指揮管理を担う災害対策本部室、災害時の活動拠点となる災害対策室、危機管理防災課事務室を設置し、それぞれのアクセスに考慮したフロア配置とする。
（災害対策本部室及び災害対策室は、通常時は会議室等の用途に使用）
- (3) 災害対策の中核を担う情報収集、指令発信機能は、情報管理の面から十分なセキュリティを確保する。
- (4) 災害対策本部室は、電子会議室とし、総合防災情報システムの画面表示装置等を整備する。
- (5) 総合防災情報システムを支えるサーバールームは、災害対策本部室と同一建物内への配置に配慮する。

2 災害活動を支援する機能

災害の状況に応じて、庁舎の一部を一時的な医療活動や支援活動の場として活用できるよう、災害対策活動を支援できる空間を整備する。

- (1) 災害発生時に消防車等の緊急車両が安全かつ容易に活動できるスペースを確保できる建物配置とする。
- (2) 敷地内の広場空間、駐車場などは、災害発生時における被災者の一時的な避難場所として有効に使えるように整備する。（隣接する新市民会館は、避難所に指定する）
- (3) 各種支援活動を行うボランティア、NPO団体などの受け入れに転用できるスペースを確保する。

(2)、(3)は災害対策本部機能とは別にする。

方針 3 環境にやさしい庁舎

地球温暖化問題は世界共通の課題であり、新庁舎整備に当たっては二酸化炭素（ CO_2 ）等の温室効果ガスの排出量を長期的に削減し、可能な限り環境負荷の低減に努める新時代環境共生型の庁舎とする。

1 CO_2 等の排出量の削減

建物の断熱性の向上等による熱負荷の低減、太陽光等の自然エネルギー利用、高効率の設備システム、設備を効率よく運転するための中央監視システムの採用などにより、庁舎で消費されるエネルギーを大幅に削減し、建物使用時における CO_2 等の排出量の大幅な削減を図る。

環境目標値： CO_2 排出量の削減目標40%

（ 現第一庁舎との比較 今後、設備・機能を含め基本設計において検討する。 ）

2 CO_2 削減のための考え方

自然エネルギーの活用や建物の省エネルギー化に向けて、適切な設備を選択・採用する。

(1) 自然エネルギーの利用

- ・ 自然光、自然通風を積極的に活用する。
- ・ 地中熱利用、太陽光発電、外気冷房等の設備を検討する。
- ・ 雨水や地下水の活用を検討する。
- ・ バイオマスの利用を検討する。

(2) 建物本体の省エネルギー化

- ・ 建築物の向き、室の配置に配慮する。
- ・ 断熱性の高い工法・資材を採用する。

(3) 環境に配慮した建築素材の使用

- ・ 建設から解体等までの建築物のライフサイクル全体を通じての CO_2 等の排出量を削減するための取り組みを行う。
- ・ 建設副産物の発生抑制及び再生利用に努める。
- ・ 自然材料の採用に努める。

(4) 緑に配慮した施設

- ・ 屋上・壁面緑化の採用を検討する。
- ・ 敷地内の緑化を推進する。

(5) 施設の長寿命化

- ・ 耐久性・耐震性等に優れた建築材料・工法の活用に努める。

(6) マネージメントシステム

- ・ 低炭素社会の実現を目指すため、CASBEE（建築環境総合性能評価システム）（35ページ参照）において高水準の評価を受けることを目指す。
- ・ 省エネルギーや CO_2 等の排出量削減への取り組みを通じて、地域や来庁者に対し、低炭素社会の実現に関する情報発信や啓発を行うことができる庁舎とする。

方針 4 市民に開かれ、議会機能が十分に発揮できる庁舎

議会関係諸室は、十分な審議や調査研究ができる機能・設備を充実するとともに、市民が気軽に傍聴できるように配慮した、開かれた議会を実現する。ただし、配置は、行政部門からの一定の独立性を確保する。また、市民が参画しやすい開かれた議会運営に資するため、市民との接点を重視した機能及び配置とする。

1 議会機能が十分に発揮できる関係諸室の確保

- (1) 議場は、議員定数の増減に対応できる形態とする。
- (2) 委員会室は、4 常任委員会の同時開催ができる室数を設置する。また、全員協議会、合同審査などが開催できるよう、委員会室を連結する手法などを検討する。
- (3) 議員控室は、会派ごとに設置し、会派数や人数の増減に対応できる手法を検討する。
- (4) 議会図書室は、十分な書架及び閲覧場所を確保し、収蔵庫を附置する。
- (5) 議長室、副議長室、議会応接室、議会事務局執務室等必要な諸室を設ける。

2 高度な情報通信環境の整備

- (1) 高度な情報通信環境、設備等議会活動の充実に資する基盤の整備を検討する。
- (2) 議員の出席情報、質問席映像、採決結果等を表示する映像装置の設置を検討する。
- (3) 議案に対する賛否を表示し、集計する採決（投票）システムの導入を検討する。
- (4) 庁内モニター、テレビ放送用の機能整備を検討する。

3 市民に開かれた議会の実現

- (1) 議場や委員会室は、市民が傍聴しやすいよう、機能的に配置する。
- (2) 議場傍聴席は、席数を十分確保し、議員席に近い位置で傍聴できるよう配置する。
- (3) 市民や職員との面談スペースを設置する。
- (4) 議会、委員会等の開催情報が案内できる設備を設置する。
- (5) 議会関係諸室及び設備は、できる限りユニバーサルデザインに配慮したものにする。

4 セキュリティの確保

- (1) 議会関係諸室は、セキュリティを十分確保する。また、議員控室や議会図書室などは、議会事務局から出入り状況が把握できるよう考慮した配置とする。

5 今後の調整事項

- (1) 議場の形態（座席レイアウト、フラット化など）
- (2) 議場の多目的利用（市民利用）
- (3) 議会関係諸室の必要面積の考え方

方針 5 効率的・機能的に業務を進められる庁舎

市役所は市民生活において必要な事務・事業を推進する拠点であり、個人情報など行政情報のセキュリティを保持するとともに、来庁者に分かりやすく、かつ、効率的・機能的に事務を進められる庁舎とする。

1 効率的・機能的な業務環境

- (1) オフィスの形態は、デスクやレイアウトの基準を統一する「ユニバーサルプラン」()を基本とする。
- (2) 市民と相談や打合せができるブース（相談コーナーなど）をフロアに設置する。
- (3) 各階へ会議室を配置する。
- (4) 階高や天井高、配線管路は将来の変更にも柔軟に対応できるよう配慮する。
- (5) 庁内の各システムを効率的かつ安全に管理するため、各サーバー等を専用サーバー室へ集中配置する。

2 庁舎のセキュリティ対策

- (1) 来庁者及び職員の動線を考慮し、セキュリティの区画を明確化する。
- (2) 区画に応じたセキュリティ対策を実施する。
- (3) 休日、夜間及び部分開庁時のセキュリティを確保する。

3 文書管理の効率化

- (1) 統一規格の保管用具を用い、集中配置と共有化を行うことで省スペース化を図る。
- (2) 執務空間にある既存文書のうち、私文書は個人キャビネットに入る範囲内のみとし、公文書はできる限りペーパーレス化を進めることで、公文書の50%（目標）を削減する。

ユニバーサルプラン

机やレイアウトの基準を統一することによって、組織変更時に机などを動かすのではなく、人や組織が柔軟に動くことで対応する方式のこと。事務スペースの有効活用、レイアウト変更コストの削減、部局間の連携強化などのメリットがある。

方針 6 景観に調和し、市民が気軽に訪れることができる庁舎

市民が気軽に足を運べる身近で親しみをもてる施設として、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、開放的で利便性に配慮した庁舎とする。

1 ユニバーサルデザイン

高齢者や障害のある方など全ての来庁者が安心して利用できる庁舎とするため、移動しやすく、分かりやすく、使いやすい空間を整備する。

- (1) 高齢者や障害のある方にも配慮し、駐車スペースから庁舎へのスムーズな動線を確保する。
- (2) 歩行者の安全に配慮し、敷地周縁部には歩行者空間を設ける。
- (3) 緩勾配のスロープや階段、ゆとりのある通路幅確保により、使いやすい移動空間を整備する。
- (4) 分かりやすい案内表示サインとする。重要な案内サインについては多言語表記も考慮する。また、案内サインの表示位置、色、文字サイズと形状等は庁舎内で標準化を図る。

2 市民が親しみを感じる庁舎

市民に開かれ、憩いや交流・協働の場となり、気軽に利用できる庁舎とする。

- (1) 市民が行政を身近に感じる事ができ、また、市民と行政との協働や市政への参画がしやすい空間づくりに配慮する。
- (2) ロビーなどの共用空間は、セキュリティを確保した上で、閉庁日も市民が利用できるようにする。
- (3) 執務室は開放的で視認性のよい空間を基本とし、オフィスレイアウトの自由度向上を図るとともに、市民が気軽に窓口に声をかけられるように配慮する。
- (4) 長野の美しい自然背景、街並みに調和するように、建物の高さは周囲とのつながりをもたせ、建設場所に調和した色彩計画とする。
- (5) 市民や観光客が気軽に訪れることができる開放的なデザインとする。
- (6) 新庁舎の外観は新市民会館との調和に配慮する。
- (7) 敷地の入口は歩行者が入りやすいデザインや動線とし、アプローチ空間に適度にベンチなどを設ける。
- (8) 建物や緑地、駐車場等の配置バランスに留意する。
- (9) 新庁舎と第二庁舎の連絡通路は、市民の動線、職員の動線に配慮し適切に設ける。

< 建設に当たっての留意事項 >

新庁舎は、新市民会館との併設一部合築を前提とし、以下の点に配慮する。

1 主な設備・機能

(1) エレベーター

- ・全ての人がいやすく、車椅子の利用者も安心して乗り降りできるよう配慮された一般エレベーターと、大型荷物や非常の際ストレッチャー等が積載できる人荷用エレベーターを設置する。

(2) エスカレーター

- ・低層階はエスカレーターにより来庁者のスムーズな動線の確保を図る。

(3) 電気設備

- ・高効率トランスの採用などにより、省エネルギー化及びランニングコストの低減に努める。
- ・発電量や消費電力の見える化（可視化）による市民の環境への関心を働きかける。

(4) 情報通信関係

- ・将来の組織改正や用途変更等、また、情報システムの変化による設備更新にも対応できるよう庁内LAN環境に必要な配管配線を行い、フレキシブルな対応が可能とする。
- ・サーバー室は水害等の災害時の安全性に配慮し、可能な限り中層階以上に確保する。

(5) 空調・換気設備

- ・庇やルーバー、屋上緑化、壁面緑化などを用いて直射日光を遮断し、冷暖房負荷を軽減した室内環境とする。
- ・自然換気やナイトパージなどによる季節風の有効利用を検討する。
- ・フロアごとの室温調整が可能な空調設備を導入する。

(6) 給排水衛生設備

- ・地下水や雨水をトイレの洗浄水や屋外の散水に利用するほか、災害時の緊急用排水として再利用するなど、環境負荷の低減と災害時の水源確保を図る。
- ・雨水貯留タンクの設置を検討する。

2 - 3 新庁舎の規模・機能配置

1 規模算定の考え方

(1) 基本的な方針

方針 1

- 執務空間の有効活用を図る。
 - ・ユニバーサルプラン導入による執務面積の効率化
 - ・ペーパーレス化の推進（文書管理システムの構築など）

方針 2

- 市民サービス・環境・議会機能の充実
 - ・市民交流スペース、総合窓口、環境コーナー等の設置
 - ・議会機能の拡充
- 必要な庁舎機能の向上
 - ・相談打合せコーナー設置
 - ・通路・階段・エレベーター等の拡充
 - ・エスカレーターを設置

(2) 全体のフレーム

以下の調整事項を検討した上で、庁舎面積を想定する。

ア 人口

- ・庁舎完成時の平成 27 年の想定人口約 37.5 万人を基準とする。

イ 職員数

- ・庁舎完成時（平成 27 年）の職員数 1,691 人（H22 年度見込み、臨時職員 395 人含む）を基準とする。

ウ 議員数

- ・庁舎完成時の議員定数見込み 39 人を基準とする。
（ただし、基本方針 4 に基づき議会機能の拡充を検討）

エ 地方分権と市町村合併

- ・現時点で国等の明確な方向性が不明瞭なため、庁舎規模には反映しない。

オ 本庁舎と支所機能の在り方

- ・地域総合事務所構想は、現状において、庁舎規模の検討材料としない。
- ・本庁舎・支所機能の在り方は、基本設計と併行して方向性を検討する。

カ 新市民会館との一部合築による庁舎規模への影響

- ・庁舎規模の検討に当たっては、新市民会館との一部合築となることから、市民会館との共用機能、共用部の取り扱い、動線、セキュリティ対策などを含めて、基本設計において検討する必要がある。

(3) 面積の減少要素

ア 執務空間の効率化

- ・ユニバーサルプランの導入やペーパーレス化の推進により、執務空間の有効活用を図る。

イ 職員適正化計画による職員数の減少

- ・第四次長野市定員適正化計画では、平成 27 年までに職員数 30 名の職員数減を見込む。

(4) 面積の増加要素

ア 市民サービス・環境・議会機能の充実

- ・市民交流スペースの設置やロビーの拡充
- ・授乳室の拡充やキッズスペースの設置、多目的トイレの設置
- ・情報コーナー（観光・物産）、環境コーナーの設置
- ・議会機能の拡充（委員会室、議場、傍聴席等の拡張）

イ 必要な庁舎機能の向上

- ・相談コーナー、市民との打合せスペースの設置
- ・会議室の増設
- ・通路や階段の拡充

2 新庁舎の規模

(1) 新庁舎の規模

庁舎規模については、一部合築を検討する新市民会館との関係などから、今後の基本設計において設計者の提案を含めて十分検討する必要がある。従って、基本計画では新庁舎の規模は、現庁舎の延床面積約 12,000 m²から総務省の起債基準対象面積 16,000 m²とし、今後、前項の規模算定の考え方を基準に、詳細を基本設計において検討する。

ただし、執務面積の効率化やペーパーレス化等を図ることで、できる限り庁舎規模の縮減に努めることとする。

庁舎の全体規模の目安 12,000 m²から 16,000 m²とし、基本設計において詳細を検討する。

<参考> 長野市役所第一庁舎基本構想（平成 22 年 2 月）に示す新庁舎の規模

「現庁舎の延床面積約 12,000 m²を基準とする。ただし、上限面積は起債対象となる約 16,000 m²とする。」

3 新庁舎の機能配置

市民や来庁者の利便性向上を図るため、新庁舎低層階には、生活・福祉・税関係の諸手続きに必要な市民窓口を持つ部局を集約して配置し、第二庁舎低層階には主に事業者等が頻繁に利用する事業系窓口のある部局を配置する。

また、各部局の業務連携が容易となるよう、第一庁舎及び第二庁舎全体で、部局の再配置を検討する。なお、詳細は基本設計において、庁舎面積の検討と併せて適正な配置を検討する。

(1) 部局配置の基本的な考え方

- ・来客数の多い部局をできる限り低層階に配置する。
- ・複数部署に渡る手続きが最小限の移動で済むよう来客特性に合わせた配置とする。

- ・市民窓口サービス部門を新庁舎の低層階に配置する。
- ・事業者の利用が多い部局を、第二庁舎低層階に配置する。
- ・議会関係諸室は、行政部門とのフロアの独立性を確保する。
- ・新庁舎低層階は、新市民会館と共用する機能を配置する。（市民交流スペース、レストラン、ＡＴＭ、総合案内所など）

(2) 部局配置のイメージ

第一庁舎		第二庁舎	
階	部署配置	階	部署配置
7階	議会機能	10階	会議室、講堂
6階		9階	総務部(庶務、職員、行政管理)
5階	管理部門(企画、財政、防災、情報システム)	8階	産業振興部
4階	市長室、会議室	7階	各種行政委員会
3階	福祉、税務窓口	6階	地域振興部
2階	市民課を中心とした総合窓口	5階	環境部(環境政策、廃棄物)
1階	ロビー、レストラン、売店、銀行	4階	教育委員会
地下	機械室 など	3階	都市整備部
接続 通路		2階	水道局
		1階	環境部(生活環境)
		地下	建設部
			契約
			情報管理(情報公開等)
			機械室、書庫 など

2 - 4 今後の課題

次に掲げる事項については、基本計画の方向性に沿って継続して検討していく必要がある。

1 第二庁舎の改修

新庁舎整備に併せて、現在の第一庁舎及び第二庁舎全体の配置を見直し、配置の適正化、効率化を図り、それに伴う必要な改修工事を実施する。

(例)

- ・フロアレイアウト変更に伴う移転及び内装工事
- ・相談コーナー等の設置
- ・電源、LAN等の配線変更
- ・本庁舎全体で統一したデザインの案内表示
- ・渡り廊下の取り付け
- ・省エネルギーシステムの導入 など

2 環境に関する諸設備の検証

環境負荷低減については、庁舎の位置、形態等によって効果的な導入設備が変わってくるものと考えられる。「環境にやさしい庁舎」の実現のため、CO₂大幅削減に向けた導入設備や経費等について今後の建築設計の進展にあわせて検証を行う。（「基本方針3 環境にやさしい庁舎」参照）

(例)

- ・太陽光発電システム
- ・電気自動車充電スタンド
- ・ペレットボイラー
- ・地中熱利用
- ・LED照明

3 庁舎周辺整備

庁舎の利便性向上や周辺の都市計画道路計画等を踏まえた将来的な交通構造を考慮しつつ、以下の項目に配慮した建物配置や整備を行う。

- (1) 新市民会館への大型車両出入りを考慮し、周辺市道については必要により道路改良を行い更なるアクセス向上と安全性の確保を図る。
- (2) 新設道路と国道19号の交差部に信号機の新設を検討する。
- (3) 交通量の増加、駐車場位置による交通動線の変化など、周辺交通への影響を十分検討する。

4 庁舎駐車場の有料化

庁舎、市民会館の現在の駐車台数は計429台であるが、市民会館での催事や市役所での会議などが重なる場合、駐車場に入れない車で周辺が渋滞したり、会議に間に合わないなど、混乱が生じている。

新たな庁舎・市民会館においては、現在の利用状況や想定利用者数などから、最も車が集中する場合を想定すると、駐車台数は、庁舎 400 台、市民会館 350 台の計 750 台の確保が必要である。

また、目的外駐車を制限して適正な駐車台数を確保するために、駐車場の有料化システムの導入を検討する。

< 必要駐車台数の想定 >

施設名	必要台数	算出根拠
庁舎	約 400 台	3,000 人（本庁舎利用者数）× 0.79（車利用者割合）÷ 2 人（1 台当たり乗車人数）÷ 3 回転（1 日当たり回転数） 395 台
市民会館	約 350 台	1,945 人（新市民会館想定利用者数）× 0.31（車利用者割合）÷ 2 人（1 台当たり乗車人数） 301 台
計	約 750 台	

庁舎の車利用者割合：「来庁者アンケート調査」（H22 年長野市）

市民会館の車利用者割合：「長野市中心市街地における来街者調査」（H19 年㈱まちづくり長野）

< 参考：駐車場の有料化の検討 >

～平成 18 年度「本庁舎駐車場適正利用検討プロジェクト」の検討～

○ 有料化のメリット

- ・ 駐車場利用の適正化（目的外駐車の排除）
- ・ 管理コスト低減（試算 ▲200 万円）

○ 有料化の課題

- ・ 大型車両用の出入り口の確保
- ・ 障害者用駐車スペースの管理確保（目的外駐車の管理など）
- ・ 周辺への不正駐車

○ 結論

- ・ 第一庁舎及び長野市民会館の在り方についての方向性の決定後、建物配置を検討する中で、改めて有料化の検討を行う。
- ・ 建物配置検討の際には、有料化を前提として立体駐車場の導入を検討する。

5 市民会館との連携

新庁舎と新市民会館の一部合築について、次に掲げる事項について検討する必要がある。

- (1) 庁舎と市民会館それぞれの利用者に分かりやすい動線を検討する。併せて庁舎利用者が市民会館の催しや展示などを意識でき、文化芸術との接点を生み出せるような配置や動線を検討する。
- (2) 庁舎と市民会館との共用部分の機能・面積・形態などを検討する。
- (3) 行政情報や個人情報保護の観点、防犯上の観点から、開かれた庁舎にも配慮した上で、閉庁日や夜間のセキュリティについて検討する。
- (4) 共用部の設備機器の区分や運用について検討する。

第3章 長野市民会館

3 - 1 文化芸術に関する状況等

1 上位計画における位置づけ

文化芸術活動の拠点となる新市民会館の建設は、以下の上位計画に位置づけられる。

(1) 第四次長野市総合計画

市の行政計画の最上位計画であり、総合的かつ計画的な行政運営を図るための指針となる第四次長野市総合計画前期基本計画（平成 19 年 4 月策定）において、政策 4 『心豊かな人と多彩な文化が輝くまち』の基本施策 431 『多彩な文化の創造と文化遺産の継承』の中で、文化芸術活動の拠点となる施設の整備を掲げている。

(2) 長野市文化芸術及びスポーツの振興による文化力あふれるまちづくり条例

国は平成 13 年 12 月に文化芸術振興基本法を施行し、その後全国各地の自治体でも文化芸術に関する法令等を整備する動きが広がり、長野県では平成 21 年 3 月に「文化芸術振興指針」を公表した。

長野市では、“文化力”を活用してまちづくりを行うため、市と市民等が協働・連携し、文化芸術とスポーツの振興に力強く取り組む「長野市文化芸術及びスポーツの振興による文化力あふれるまちづくり条例」（平成 21 年 9 月施行）を制定した。

この計画において、第2条第5項に『文化芸術に親しみ、参加し、活動を活発に行うことができる環境の整備』との基本理念を掲げている。

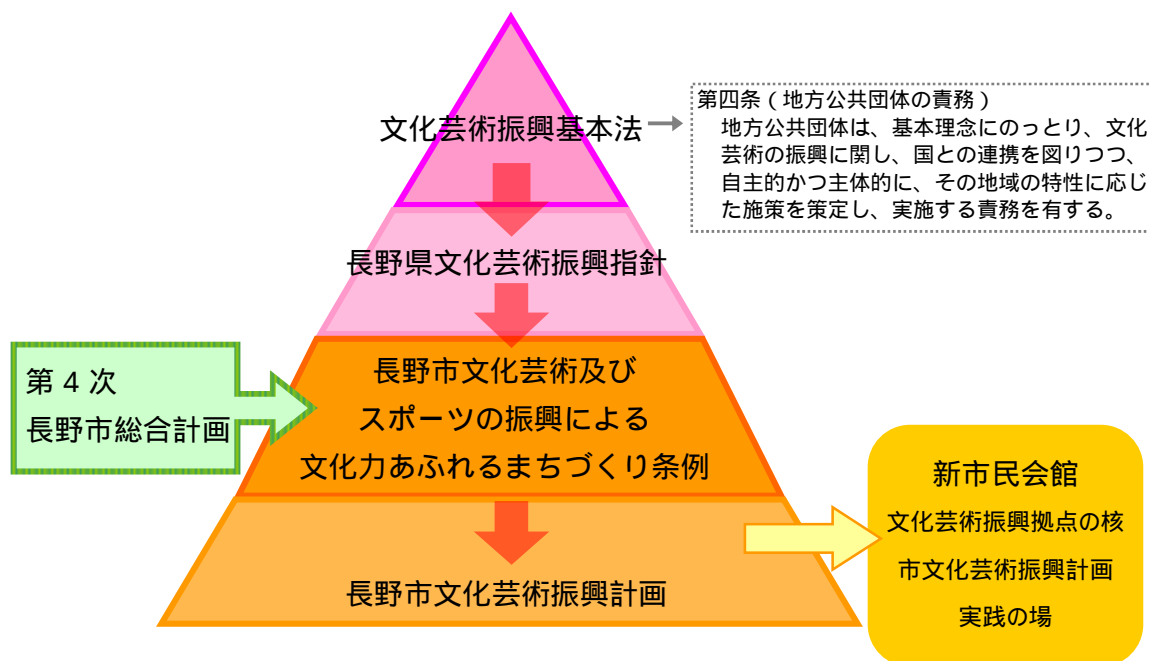
(3) 長野市文化芸術振興計画

前項の条例の実現を図るため、平成 22 年 4 月に「長野市文化芸術振興計画」を策定した。

この計画において、施策 1 『文化芸術活動への支援と文化の創造』の方策 5 『文化芸術振興の拠点となる施設を整備し、適切な運営管理を図ります』の中で、市民の文化芸術活動を支える拠点施設を整備することを掲げている。

「文化力」＝「文化で日本を元気にしよう」という主旨で当時の文化庁長官であった故・河合隼雄氏が発起人となり、平成15年より文化庁が推進している「文化力プロジェクト」に用いられている造語。「文化の持つ、人々に元気を与え地域社会を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力」を意味する。

【上位計画概念図】



2 長野市内の公立文化施設等の状況

(1) 市内の公立文化施設等の設置状況

市内には公立文化施設が以下のように配置されている。

ア 固定客席型のホール

- ・現市民会館をのぞいて、2,000 席規模のホクト文化ホール（長野県県民文化会館）大ホール、1,000 席規模のホクト文化ホール（長野県県民文化会館）中ホールがある。600 席規模では篠ノ井市民会館と若里文化ホールの 2 施設があり、300 席規模では松代文化ホールがあるが、市の催事に利用しやすい 1,300 席から 1,500 席規模のホールがない。

イ 平土間型ホール

- ・300 席規模はホクト文化ホール（長野県県民文化会館）小ホール、勤労者女性会館しなのき、吉田公民館、東部文化ホールの 4 施設があるが、いずれのホールも演劇等の公演やクラシック音楽のコンサートに適した機能を備えていない。

ウ リハーサル室

- ・ホクト文化ホール（長野県県民文化会館）に設置されているのみであり、不足している状況といえる。

エ 練習室

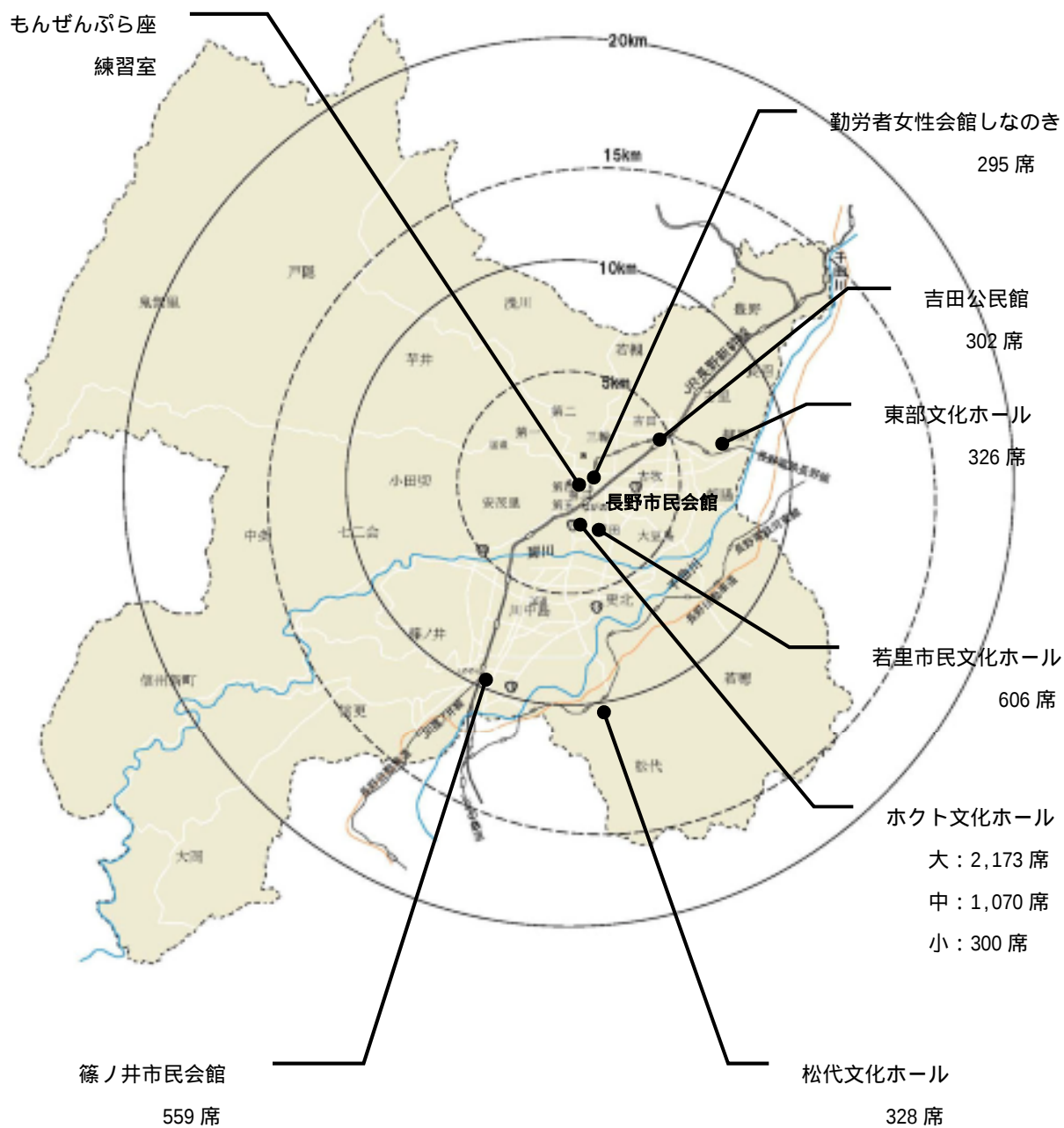
- ・東部文化ホール、松代文化ホール、勤労女性会館しなのき、もんぜんぷら座に設置されているのみであり、不足している状況といえる。

オ 会議室

- ・公立文化施設に併設されているもの以外にも公立施設内に多くの会議室が設置されており、小規模から大規模まで充実している。

以降、「ホクト文化ホール（長野県県民文化会館）」を「ホクト文化ホール」とする。

【長野市内の主な公立文化施設設置状況】



【市内の主な施設一覧】

施設名称	開設年 (年)	ホール		リハ-サル 室 面積 (㎡)	練習室 面積 (㎡)	展示室	会議室	食堂	その他
		席数(席)	主な用途						
ホクト文化ホール (長野県県民文化会館)	1983	大 2,173 (固定席) 中 1,070 (固定席) 小 300 (固定舞台 + 可動席)	音楽、演劇、 オペラ、ダンス、 ポピュラー などあらゆる ジャンルに対 応	246㎡	-	420㎡	第1: 55㎡ 第2: 110 ㎡ 第3: 70㎡ 第4: 70㎡	食堂 ・喫茶	-
現市民会館	1961	1828 (固定席)	集会、式典、 市民催事、文 化芸術活動 の発表・鑑賞 など	-	-	-	集会室 (200名)	-	応接室
長野市 若里市民文化ホール	1998	606 (固定席)	集会、式典、 発表会など	-	-	300㎡	会議室	-	-
長野市 篠ノ井市民会館	1967	559 (固定席)	公民館事業、 集会、発表 会、会議など	-	-	-	大:90名 中:60名 第1・2:24名 第3:42名	-	応接室 (6名) 和室 (21畳)
長野市 松代文化ホール	1989	328 (固定席)	地区の活 性 化事業など	-	練習室 63㎡	展示 ホール	-	-	-
長野市 東部文化ホール (柳原総合市民センター)	2010	326 (固定舞台 + 移動観覧席)	公民館事業、 集会、発表 会、会議など	-	1: 37㎡ 2: 38㎡ (和室) 3: 26㎡ 4: 16㎡	-	-	-	-
吉田公民館(ノルテ長野)	1997	302 (固定舞台 + 移動観覧席)	公民館事業、 集会、発表 会、会議など	-	-	-	-	-	-
長野市 勤労者女性会館しなのき	1995	295 (固定舞台 + 移動観覧席)	集会、発表会 など	-	音楽室 (134㎡)	-	第1: 63㎡ 第2: 65㎡	-	視聴覚室 (148㎡) 応接室 (42㎡) 研修室 (58㎡) 和室 (41㎡) 子供室 (39㎡)
もんぜんぷら座	2003 改修				ぷら座 BOX 1 33㎡ 2 47㎡ 3 67㎡ 4 95㎡ 5 65㎡	ぷら座 ホール 850㎡			

(2) 利用状況

- ・市内の公立文化施設の多くが年間稼働率 5 割以上に達している。中でも、ホクト文化ホールは最も稼働率が高く、各ホールとも 6 割以上の稼働率である。しかしながら、現市民会館は 34.5%（H21）と、他施設に比べ稼働率が低い。
- ・現市民会館の低稼働率の理由としては、舞台機能の不足、施設・設備の老朽化等が挙げられ、多様化・専門化する利用者のニーズに応えることが出来なくなっていることが挙げられる。一方、ホクト文化ホールに利用が集中している背景としては、立地や客席数、駐車場等の条件のみならず、舞台機能の充実が挙げられる。
- ・土日祝日の稼働率は平均で 7 割を超え、土日や文化イベントが集中する秋季の祝日等は希望日が予約できない場合が多く、現存ホールだけではニーズがまかなえない状況が生じている。

【長野市内の公立文化施設稼働率】（平成 20・21 年度実績）

施設名（公共ホール）	稼働率（通年）		稼働率（土日祝）	
	H20	H21	H20	H21
現市民会館（1,828 席）	38.0%	34.5%	56.3%	44.8%
ホクト文化ホール大ホール（2,173 席）	68.4%	67.7%	67.9%	87.1%
ホクト文化ホール中ホール（1,070 席）	67.7%	69.0%	84.4%	94.0%
ホクト文化ホール小ホール（300 席）	76.1%	73.4%	84.4%	89.7%
若里市民文化ホール（606 席）	59.0%	60.2%	75.0%	81.4%
平 均	61.8%	61.0%	73.6%	79.4%

【全国の公立文化施設稼働率】

出典：公立文化施設現況調査(第 8 回) （社）全国公立文化施設協会

上段：ホール数、下段：稼働率

エリア 席数	合計 平均	北海道 地区	東北 地区	関東甲 信越静 地区	東海 北陸 地区	近畿 地区	中国 四国 地区	九州 地区
2,000 名 以上	52 64.4%	3 61.0%	5 56.9%	17 70.7%	7 47.8%	8 71.9%	7 71.1%	5 71.3%
1,500 ~ 1,999	110 58.2%	4 56.9%	11 60.8%	35 66.6%	16 55.4%	14 50.3%	13 55.2%	17 62.3%
1,000 ~ 1,499	369 45.7%	13 34.2%	47 50.9%	136 53.4%	50 49.2%	43 46.3%	32 42.3%	48 43.4%
500 ~ 999	550 50.3%	20 51.3%	59 52.5%	150 54.6%	81 44.6%	74 48.1%	74 48.9%	92 51.8%
499 以下	679 56.1%	30 50.0%	71 57.2%	214 60.6%	92 58.5%	116 56.7%	67 51.7%	89 57.9%
全体の平均	1,760 54.9%	70 50.7%	193 55.7%	552 61.2%	246 51.1%	255 54.7%	193 53.8%	251 57.4%

3 文化活動状況調査結果

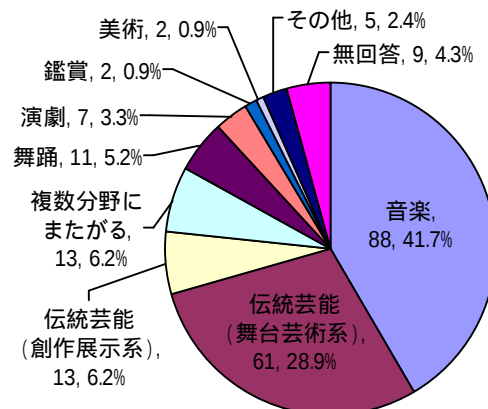
(1) 市内の文化団体の概要

ア 市内文化団体・学校部活動 活動状況調査の概要

建設基本計画の策定に向け、市内で文化活動に取り組む団体の意向や、現在の活動状況把握を目的として、「市内文化団体・学校部活動 活動状況調査」を実施した。対象は、公民館登録団体、市内を中心に活動する文化芸術諸団体及びその加盟団体、市内の学校で課外活動として文化活動に取り組む団体、総計 367 団体に対してアンケート調査を行い、211 団体から有効回答を得た。

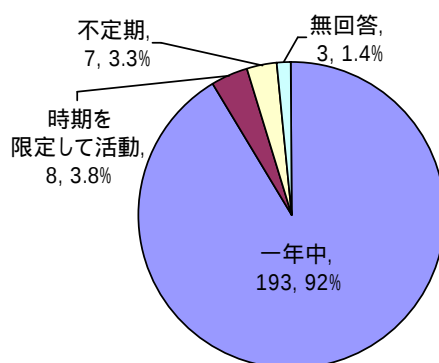
(ア) 団体の活動分野

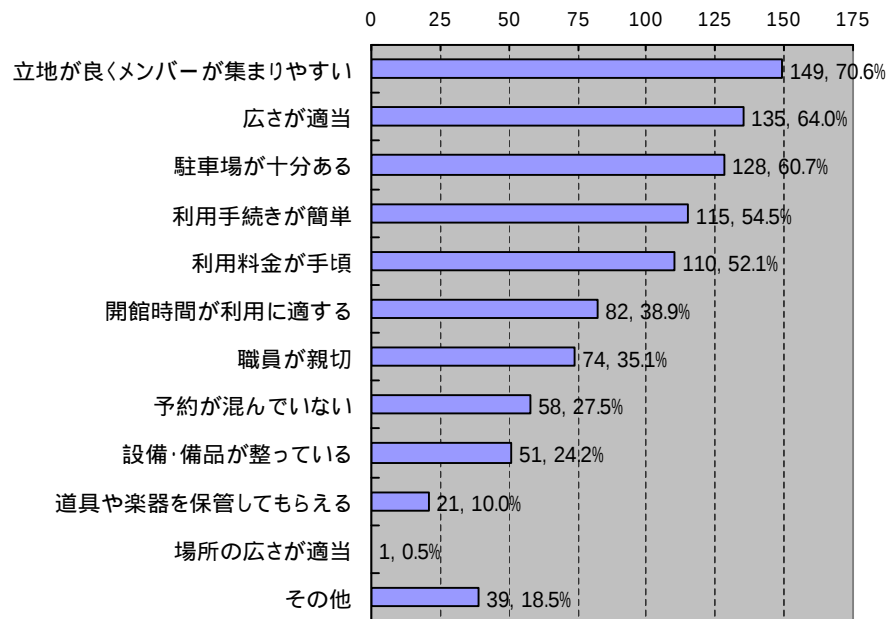
- ・有効回答 211 団体のうち、最も多かったのは音楽を主体に活動を行う団体で、88 団体（41.7%）、次いで邦楽や日本舞踊などの伝統芸能（舞台芸術系）が 61 団体（28.9%）だった。



(イ) 練習等の活動状況

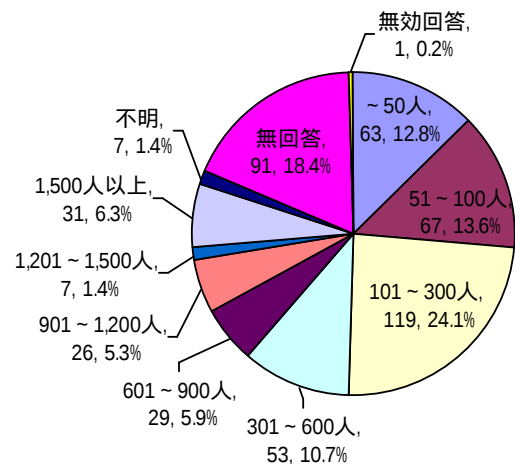
- ・各団体の練習等の活動状況については、一年中通して活動を行っているという回答した団体が 193 団体（91.5%）で大多数を占めた。
- ・練習の頻度は週 1 ～ 2 回と回答した団体が 112 団体（53.1%）で、半数以上を占め、文化活動が日常的に行われていることがわかった。
- ・各団体の日常的な練習環境についての要望は「立地が良くメンバーが集まりやすい」と回答した団体が最も多く（149 団体、70.6%）で、次いで「広さが適当」（135 団体、64.0%）だった。





(ウ) 各団体の発表活動

- ・全 214 団体が平成 21 年度 1 年間に行った発表活動の回数はのべ 494 回だった。
- ・それぞれの発表の際の入場者数について、最も多かったのは「101 人～300 人」が 119 回だった。
- ・300 人以下の会場での発表は 249 回で全体の約半数を占めた。



(I) 発表会場

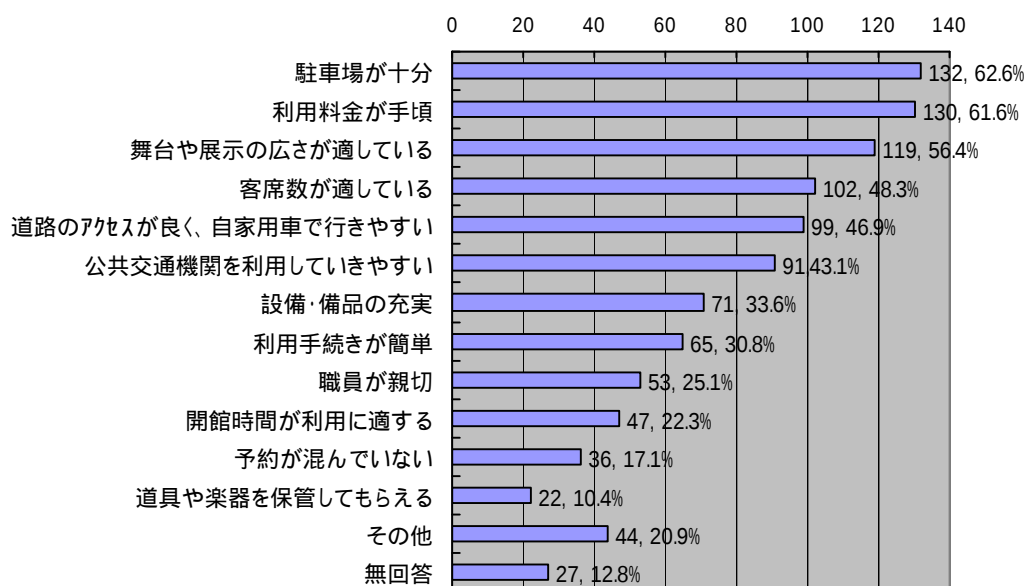
- ・各団体が発表に利用している会場は「その他」が最も多く 174 回で、次いで、ホクト文化ホールが 69 回、市立公民館が 45 回だった。「その他」の 174 回を入場人数別に見ると、300 人以下の発表が 116 回を占めた。
- ・発表会場について「その他」の回答には公民館、学校、各種民間施設（ホテルなど）が含まれ、多様な場所で発表活動が行われていることがわかった。

【発表場所と入場者数（クロス集計）】

会場	～ 50 人	51 ～ 100 人	101 ～ 300 人	301 ～ 600 人	601 ～ 900 人	901 ～ 1,200 人	1201 ～ 1,500 人	1,500 人 以上	不 明	無 回 答	無 効 回 答	総 計
長野市民会館	6	5	3	3	3	4	3		1	5	1	34
秋文化ホール		1	9	12	11	16	3	8	1	8		69
長野市篠ノ井市民会館	7	6	10	6						5		34
長野市松代文化ホール	4	3	6	3						3		19
若里市民文化ホール	1		10	14	2				1	11		39
長野市東部文化ホール			1									1
もんぜんぶら座	2	1		1			1	1		3		9
勤労者女性会館しなのき	1	4	9							1		15
長野市吉田公民館ホール		2	1							1		4
市立公民館	10	7	14	2	3			1	1	7		45
上田市上田文化会館										1		1
上田市民会館	2		1									3
須坂市文化会館					1	2		2		1		6
千曲市更埴文化会館		1	2	3	1	1		1		2		11
千曲市上山田文化会館			1						1			2
千曲市戸倉創造館			1		1							2
東御市文化会館								2				2
その他	30	36	50	9	7	3		15	2	22		174
無回答		1						1		21		23
無効			1									1
総計	63	67	119	53	29	26	7	31	7	91	1	494

(オ) 発表会場に重視すること

- ・各団体が発表会場について重視すること（複数回答）は、上位から「駐車場が十分である」（132 団体、62.6%）、「利用料金が手頃である」（130 団体、61.6%）、「舞台や展示の広さが適している」（119 団体、56.4%）、「客席数が適している」（102 団体、48.3%）が挙げられた。



イ 文化団体の活動環境への要望

(ｱ) 練習環境

- ・アンケートを通し活動団体の多くが、アクセスが良く、活動内容・人数等に適し、料金が手頃な練習場所を必要としていることがわかった。
- ・市内の文化団体の活動は日常的に行われている場合が多く、予約が取りやすいことを重視する点として挙げる団体も多く、団体の活動内容、人数等に応じた多様な練習室がある活動拠点を潜在的に必要としていることがわかった。

(ｲ) 発表環境

- ・各団体が発表活動に適した、舞台規模、展示規模、客席数を擁し、駐車場が十分確保できる会場を必要としていることがわかった。
- ・市内の文化団体が主催する催事は、来場者数が 300 人以下の場合が多く、小規模の発表に適した空間を潜在的に必要としていることがわかった。

3 - 2 施設基本方針

1 基本理念と基本方針

基本計画では、基本構想で掲げた基本理念と建設コンセプトを踏まえ、新市民会館整備に当たっての基本理念と配慮すべき基本方針を次のとおりとする。

基本理念

『人と環境にやさしい“文化芸術創造のステージ”』

基本方針

- 方針1 豊かな心と多彩な文化を育む「文化芸術との出会いの場」
- 方針2 子どもたちを始めとする 全ての世代の「文化芸術の育成の場」
- 方針3 長野の文化力を向上させるための「長野を象徴する文化芸術拠点」
- 方針4 市民が集い活力あふれる「にぎわい交流拠点」

方針1 豊かな心と多彩な文化を育む「文化芸術との出会いの場」

- ・市民が日常的に文化芸術に触れることは、心豊かな生活を送る上で不可欠である。市民会館を通して、文化芸術が市民にとって身近なものになるよう、ソフト・ハード両面からの仕掛けづくりが望まれる。
- ・市内の既存施設との役割分担に配慮しながら、上質な文化芸術の鑑賞から市民の自主的な創作・練習、発表・展示や、プロ・アマを問わない文化芸術の創造活動に至るまで、幅広く対応可能な施設であることが望まれる。
- ・テクノロジーの進歩により、人々の価値観も多様化してきている今こそ、生の文化芸術を通して、テレビやゲームでは味わえない感動体験をすることは、若い世代にとって重要な体験となる。そのため、文化芸術を鑑賞するのみならず、体験できるような機会の提供が必要であり、本施設がその役割を担うことが望まれる。

方針2 子どもたちを始めとする 全ての世代の「文化芸術の育成の場」

- ・子どもたちのみならず、中高生を含む若者世代など、未来を担う全ての世代が文化芸術に触れ、心の豊かさを育む場となることが望まれる。
- ・一方、加速の一途をたどる高齢化も視野に入れながら、増加するシニア層にとっても利用しやすい施設とするなど、全ての年代にとって身近な施設となることが重要である。

方針3 長野の文化力を向上させるための「長野を象徴する文化芸術拠点」

- ・本施設の計画に際しては、既存施設の建て替えとして検討するのではなく、市民の文化芸術環境をより良くし、長野市の「文化力」を底上げする施設づくりへの意識転換が必要とされる。同時に、本施設の建設を契機に、文化行政について積極的に取り組む必要がある。
- ・単独ではなく、まち全体から文化のインフラ整備・ソフト整備を考える必要があり、市内の公立文化施設はもとより、その他民間施設との協力・連携体制の整備が望まれる。
- ・必要な事業運営を行うために様々な資金調達の可能性を検討し、限られた資金で効果的に、文化が循環するまちづくりを行うことが望まれる。
- ・「象徴的なハードをつくる」という旧来の発想から脱却し、長野市の文化振興や将来のまちの姿を考える長期的な視点からソフト・ハードの両面について継続的に検討を進める必要がある。

方針4 市民が集い活力あふれる「にぎわい交流拠点」

- ・ホールの公演時以外でも日常的ににぎわう施設であることが望まれる。新市民会館の日常的なにぎわいが、まちにあふれるような、通る人を引き付ける魅力的な施設となることが望まれる。
- ・市役所を訪れる来庁者数は1日平均約3,000人に上る。市役所に用事があって来た市民が文化芸術に触れることができ、新市民会館の活動が市民に根付く施設となることが望まれる。

2 新市民会館の役割

新市民会館は、長野市文化芸術振興計画の実現に向け、長野市の文化芸術活動の中核を担う「拠点の核」と位置づけ、次の4つの役割を持つ施設を目指す。

新市民会館の「4つの役割」

- 役割1 育む
- 役割2 楽しむ
- 役割3 創る
- 役割4 つなぐ

役割1 「育む」

- 市民の文化芸術体験の促進
 - ・あらゆる世代が日常生活の中で、多様な文化芸術に触れ、体験でき、心に潤いと余裕を生み出す、「豊かな心を育む施設」とする。
 - ・小中学校との連携を視野に入れ、文化芸術の側面から教育にも寄与する拠点として機能し、「子どもたちのさまざまな可能性を育む施設」とする。
- 文化芸術活動団体の日常的な活動場所の確保・提供
 - ・他の施設との役割分担に配慮しながら、単なる貸し施設ではなく、市民文化を支援し、活動の拡大・レベルアップを促進する、「活動を育む施設」とする。
- 文化芸術に触れる機会の提供や支援
 - ・施設における創作・練習活動に触れたり、本施設を拠点としたアウトリーチ（ ）活動に参加したり、本施設でのボランティア活動に参加するなど、様々な形で文化芸術に触れ、更なる参加意欲を創出する、「活気を育む施設」とする。

役割2 「楽しむ」

- 国内外の優れた文化芸術の鑑賞機会の提供や支援
 - ・優れた文化芸術をより良い環境で鑑賞できる、「良質な文化芸術を楽しむ施設」とする。
- 施設ににぎわいをもたらす事業の実施
 - ・大きな催事のない日にも、日ごろから創作・練習に利用でき、ホール以外でも気軽に日常的な発表・展示が実施できる、「にぎわいを楽しむ施設」とする。
- 文化芸術を楽しむライフスタイルの多様化の推進
 - ・鑑賞や創作・練習以外の目的でも日常的にふらりと訪れ、資料を閲覧したり、仲間同士でくつろいだりできる、「文化芸術と触れあう日常を楽しむ施設」とする。

役割 3 「創る」

- 発表・展示する機会の提供や創作・練習活動の実施・支援
 - ・作品づくりから発表・展示までを本施設で完結できる機能を持つ、「作品を創る施設」とする。
- 市民ディレクターやボランティアの活動・協働
 - ・施設スタッフと市民と一緒に考え、行動する、「新しい芸術文化環境を創る施設」とする。
- 施設からまちにあふれる にぎわいの創出
 - ・施設からにぎわいが生まれ、まちに溢れる、「まちのにぎわいを創る施設」とする。

役割 4 「つなぐ」

- 文化施設間の連携
 - ・市内の公立文化施設の核として機能しながら、県内の類似施設とも連携し、県内の文化芸術活動にも寄与する、「文化施設同士をつなぐ施設」とする。
- 自らの情報発信と受信
 - ・多様な情報を収集（データベース化・アーカイブ化）し、発信する、「情報をつなぐ施設」とする。
- 交流の場の提供
 - ・市民、文化芸術団体、スタッフ、アーティストなど、多様な人々が交流できる、「人とひととをつなぐ施設」とする。

アウトリーチ

もともとは「手を伸ばすこと、伸ばした距離」あるいは「（地域への）奉仕・援助・福祉活動」「（公的機関や奉仕団体の）出張サービス」という意味。文化施設では、例えば公立文化施設が招聘した演奏家・実演家を、公演とは別に学校や福祉施設などに派遣し、ワークショップやミニコンサート、簡単な実演などを行う事業をアウトリーチ活動と呼ぶことが多い。「出前事業」と呼ぶ場合もある。

< 建設に当たっての留意事項 >

新市民会館は、新庁舎との併設一部合築を前提とし、以下の点に配慮する。

1 市民が誇りに思える施設づくり

- (1) 日常的に市民誰もが気軽に利用でき、その交流やにぎわい、文化活動がまちへと展開し、市民に親しまれるとともに誇りに思える施設を目指す。
- (2) 長野市の文化振興拠点にふさわしい魅力的な建築を目指す。また、現市民会館の記憶の継承（例：レンガ・ステンドグラス等の部材の活用など）も検討する。

2 誰もが利用しやすい施設

- (1) 来館者と搬入車両などの動線に十分配慮し、車や徒歩などでも分かりやすく安全に来館できる動線とする。
- (2) こどもからお年寄り、障害者など全ての市民が利用しやすいよう、サインなどの案内表示やユニバーサルデザインに配慮する。

3 振動や騒音への対応

- (1) 敷地南東側に位置する北陸新幹線・JR 信越本線や北側の国道 19 号にはさまれた敷地に整備されることから、騒音や振動への十分な対策を実施する。
- (2) 新庁舎との併設一部合築を前提とするため、新庁舎と新市民会館相互の遮音や、新市民会館の諸室間の遮音にも十分な対策を実施する。

4 環境への配慮

- (1) 低炭素社会の実現を目指すため、CASBEE（建築環境総合性能評価システム）において高水準の評価を受けることを目指す。
- (2) 省エネルギーや省資源に配慮してCO₂排出量の少ない設備を導入し、人や地球に優しい施設とする。また、イニシャルコスト（建設費）やランニングコスト（維持管理費）、設備更新などのライフサイクルコストにも配慮する。
- (3) 大ホール客席などの大規模空間は、居住域空調など省エネルギーに配慮する。
- (4) 中心市街地に緑が少ないことから、現第一庁舎解体後の敷地利用を含む敷地全体の緑化について検討する。

5 施設の多様な活用と維持管理への配慮

- (1) 新市民会館のホールや練習室、楽屋等の諸室は、専門的で特色のある機能を持たせた上で、公演以外にも、リハーサルや練習、展示、会議など可能な限り多様に活用できるよう工夫し、コンパクトで維持管理の容易な施設とする。また、維持管理費の低減に配慮した施設とする。
- (2) 新庁舎との併設一部合築となるため、相互のセキュリティに配慮した施設計画とする。

CASBEE（建築環境総合性能評価システム）

省エネや省資源・リサイクル性能といった環境負荷低減の側面だけでなく、室内の快適性や景観への配慮といった建物自体の品質・性能も含めて、建築物の環境性能を総合的に評価するシステム

3 - 3 部門構成

長野市の文化芸術振興の核としての役割を果たす施設として、新市民会館は以下の部門構成とする。

1 全体構成

(1) ホール部門（大ホール、小ホールA [音楽ホール]、小ホールB [小劇場]）

- ・ホール部門は、大ホール（音楽主目的ホール）と小ホールA [音楽ホール]、小ホールB [小劇場]の3つのホールを設置し、それぞれに長野市内の既存ホールとの機能分担を図り、専門的で特色あるホールとする。

(2) 創造支援部門（リハーサル室、練習室など）

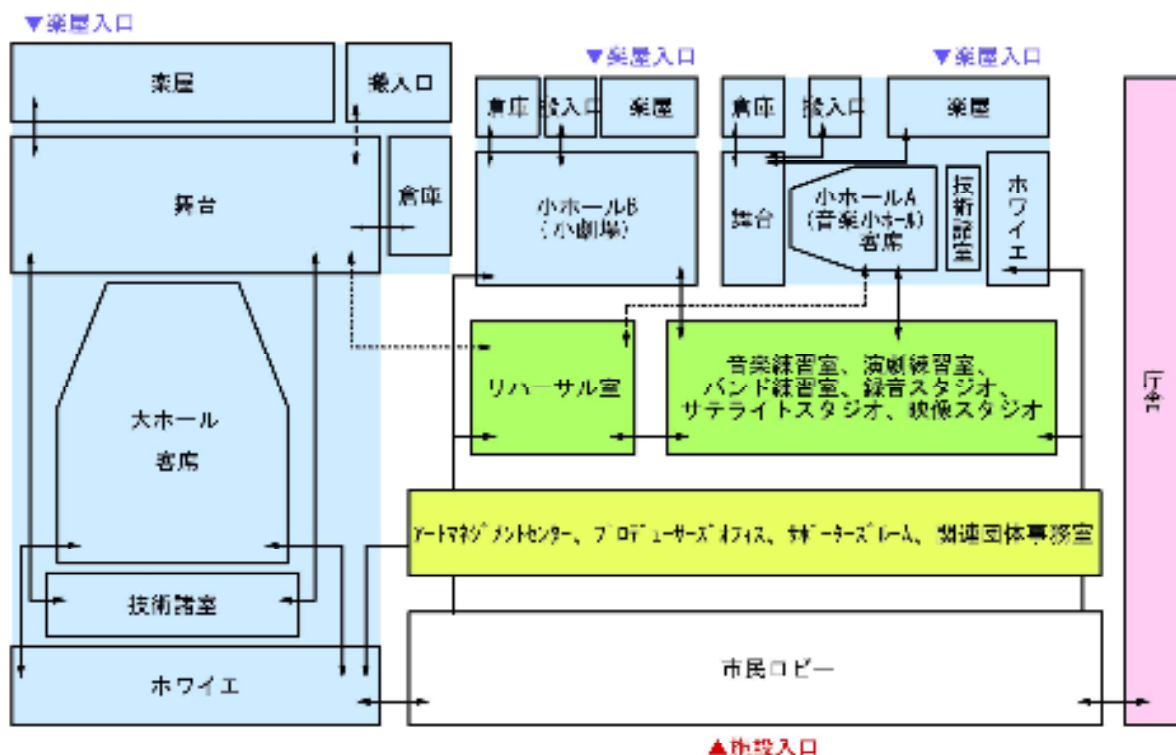
- ・市民の芸術文化活動のレベルアップを図り、芸術文化拠点とするためには、日常的な芸術文化活動を促進するための創造支援部門の充実が求められる。
- ・大ホールの舞台規模に準じたりハーサル室や活動ジャンルに合わせた適切な仕様の練習室を複数設置する。
- ・創造支援部門は、市民が日常的に使いやすいよう、できる限り、外部からアクセスしやすい配置とする。

(3) 情報・交流部門（ロビー、ギャラリー、情報ライブラリー、カフェ・レストラン、会議室、託児室など）

- ・多くの市民が日常的に利用する「にぎわい交流拠点」をめざして、文化芸術に関心を持つ市民に限らず、幅広い市民が気軽に立ち寄ることができる機能として、ロビー、カフェ・レストラン、情報ライブラリーなどの情報・交流部門の充実を図る。
- ・情報・交流部門は、庁舎との機能共用を考慮すると共に、誰でも利用しやすいよう施設の入口に近い位置に配置する。

(4) アートマネジメント部門（アートマネジメントセンター、プロデューサーズオフィス、関連団体事務室、サポーターズルームなど）

- ・施設の運営管理に当たっては、文化芸術の専門家の起用や、市民が積極的に運営に参加することも検討していくことから、管理部門の中には市民組織の活動拠点となるサポーターズルームなどを設置する。



構成イメージ

2 各部門の内容

(1) ホール部門

ア 大ホール

大ホールは、クラシック音楽など「生の音」の響きを重視する演目を主体とし、ミュージカル・演劇や舞踊・ダンス、邦楽、ポピュラー音楽、講演会などにも対応する音楽主目的ホールとする。

ア) ホワイエ

- ・観客が開演前の時間や休憩時間を楽しみ、観客同士の交流が生まれる空間とする。
- ・客用トイレは、法定個数を満たすのみではなく、特に女性用は十分な便器数を確保するとともに、車椅子利用者に限らず誰でも利用できるトイレを配置する。
- ・その他、ロッカー、ビュッフェ、主催者事務室等を配置する。

(イ) 客席

- ・客席数は、1,300席程度とする。
- ・客席形状は、鑑賞環境の良い席をより多く確保できる形状とする。
- ・客席後部には、多目的室を設け、親子室やスタッフルームとして利用する。

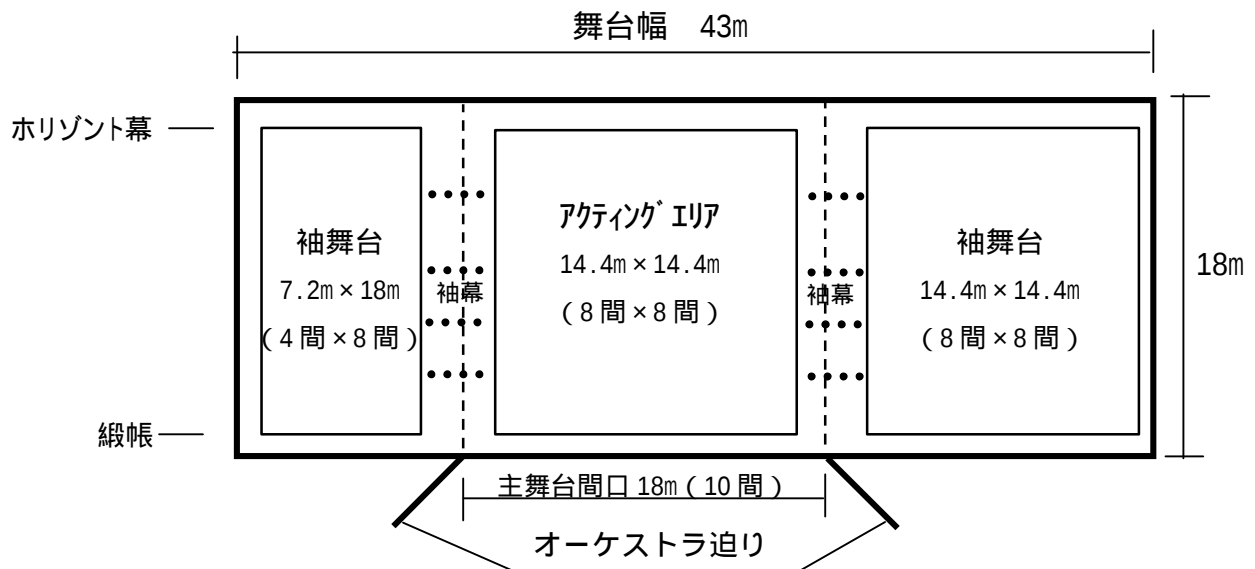
(ロ) 舞台と舞台裏

- ・舞台は1階に配置することを原則とし、搬出入の作業性の良さを確保する。
- ・主舞台は、間口18m(10間)程度、奥行は18m(10間)程度とする。
- ・舞台袖のうち一方は、アクティングエリアと同等以上の空間を確保し、舞台全

幅は、43m 程度とする。

- ・演劇などに使用する場合、舞台幅は 14.4m (8 間)、高さは 9m (30 尺) ~ 7.2m (24 尺) 程度まで調整できる可変機構を設け、緞帳から Horizont 幕までの奥行は 14.4m (8 間) とする。
- ・クラシック音楽に適したホール形状となるように、音響反射板を設置する。
- ・舞台転換を想定した奈落や演出用迫りは想定しない。
- ・客席前部にオーケストラ迫りを設け、オーケストラ・ピット、前舞台や客席として使用する。
- ・舞台備品庫は、大道具が収納できる広さ (150 m²程度) を可能な限り舞台に近い位置に設ける。
- ・ピアノは、恒温恒湿に保たれた専用の倉庫に収納する。

【舞台の基本寸法】



(I) 楽屋

- ・収容人数は、80 名程度とする。
- ・楽屋構成は、1~3 名収容の小楽屋を 3 室、6~8 名程度収容の中楽屋を 4 室、15~20 名程度の大楽屋を 2 室設ける。
- ・楽屋トイレは、男女に分け、必要な便器数を確保する。
- ・その他、楽屋ロビー、シャワー室、給湯室、洗濯室、楽屋倉庫等を設ける。
- ・体調不良者等の一時的な救護対応が出来る備品類 (可搬型畳、簡易ベッドなど) を考慮する。

(オ) 搬入ヤード

- ・ウイングルフタイプの 11t ロングボディトラックによる搬出入が可能なスペースを確保する。
- ・舞台へのスムーズな搬入が可能な動線を確保する。
- ・夜間作業を考慮した照明や、雨や雪などの悪天候時の搬出入作業に配慮する。

イ 小ホールA [音楽ホール]

室内楽や邦楽など、「生の音」の響きを重視する演目に適した音楽ホールとする。

(ア) ホワイエ

- ・観客が開演前の時間や休憩時間を楽しみ、観客同士の交流が生まれる空間とする。
- ・客用トイレは、法定個数を満たすのみではなく、特に女性用は十分な便器数を確保するとともに、車椅子利用者に限らず誰でも利用できるトイレを配置する。
- ・その他、ロッカー、主催者事務室等を配置する。

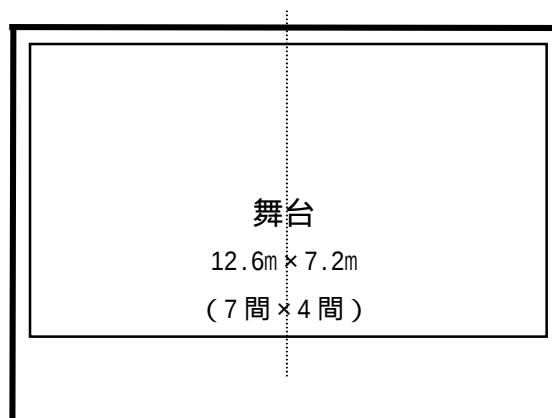
(イ) 客席

- ・客席形状はワンスロープ形式を基本とし、客席数は300席規模とする。
- ・客席後部には、多目的室を設け、親子室やスタッフルームとして利用する。

(ウ) 舞台と舞台裏

- ・舞台寸法は、間口12.6m(7間)程度、奥行は7.2m(4間)程度とする。
- ・音楽に最適な天井高さと容積を確保する。
- ・楽器類などが収納できる広さの倉庫を、可能な限り舞台に近い位置に設ける。
- ・ピアノは、恒温恒湿に保たれた専用の倉庫に収納する。

【舞台の基本寸法】



(I) 楽屋

- ・収容人数は、20名程度とする。
- ・楽屋構成は、1～3名収容の小楽屋を2室、6～8名程度収容の中楽屋を2室設ける。
- ・楽屋トイレは、男女に分け、便器の個数を十分に確保する。
- ・その他、楽屋ロビー、シャワー室、給湯室、楽屋倉庫等を設ける。
- ・体調不良者等の一時的な救護対応が出来る備品類（可搬型畳、簡易ベッドなど）を考慮する。

(オ) 搬入ヤード

- ・ 4t トラックによる搬出入が出来るスペースを確保する。
- ・ 舞台へのスムーズな搬入が可能な動線を確保する。
- ・ 搬出入および備品や楽器類のホール間の移動にエレベーターが必要な場合には、グランドピアノなどの移動を考慮した寸法とする。

ウ 小ホールB [小劇場]

演劇やポピュラー音楽など多様な演目に適したボックス型の小劇場とするとともに、平土間形式で作品展示や会議等にも活用できるようにする。規模は、平土間形式時に、大ホールの舞台に準じた 18m×18m (10 間×10 間) 程度が確保される大きさとする。

また、演劇公演などの単独利用のみならず、大ホールや音楽小ホールのリハーサル室として本番前の準備、練習利用、また、出演者が多い場合の楽屋としても利用する。

(フ) ホワイエ

- ・ ホワイエは通路等の共用部分と兼用とする。
- ・ 客用トイレは、法定個数を満たすのみではなく、特に女性用は十分な便器数を確保するとともに、車椅子利用者に限らず誰でも利用できるトイレを配置する。

(イ) 客席

- ・ 客席は市民が利用しやすいことや、様々な舞台・客席スタイルに対応できるようにすることからベンチ式の移動観覧席を採用する。客席規模は、200～300 席程度とする。

(ウ) 舞台と舞台裏

- ・ 舞台は、劇場形式から平土間形式まで可変する組立床とする。
- ・ 劇場形式から平土間形式までに対応する舞台設備計画とする。
- ・ 天井高さは、演劇の演出に適した仕様とする。
- ・ 舞台裏には、楽器や道具類などの収納場所として 50 m²程度の倉庫を設ける。

(イ) 楽屋

- ・ 公演利用時の出演者控えスペースとして、60 m²程度の楽屋を設ける。
- ・ 楽屋は可動間仕切りで 2 部屋にできる仕様とする。

(オ) 搬入ヤード

- ・ 舞台へのスムーズな搬入が可能な動線を確保する。
- ・ 搬出入および備品のホール間の移動にエレベーターが必要な場合には、所作台などの移動を考慮した寸法とする。

(2) 創造支援部門

ア リハーサル室

- ・ 音響反射板を設置した場合の舞台寸法に準じた面積 (18m×12.6m) 程度とする。
- ・ 大ホールとの行き来がしやすいよう、動線を考慮した配置とする。

イ 音楽練習室

- ・パート練習などに利用する練習室（50 m²程度×2室）を設ける。
- ・クラシック音楽の練習にふさわしい音響性能とする。

ウ バンド練習室

- ・電気音響設備を使用するバンド練習などに利用する。25 m²程度を3室設ける。

エ 演劇練習室

- ・立ち稽古等に利用できる100 m²程度の練習室を設け、可動間仕切りにより2室に分割利用が可能な構造とする。

オ アトリエ

- ・ワークショップや小道具製作、美術工作などの創作活動に利用できるよう水場を設け、可動間仕切りにより分割利用が可能な構造とする。

カ 製作場

- ・大道具製作などを行う。100 m²程度とする。

キ 録音スタジオ

- ・録音機材を備え、CDの自主製作も可能な機能を有する。50 m²程度とする。

ク 映像スタジオ

- ・ホールでの公演の録画を編集する機能を有する。25 m²程度とする。

ケ サテライトスタジオ

- ・ラジオ番組の放送スタジオとして定期的に番組の発信を行う。50 m²程度とする。
- 上記のうち「キ～ケ」は全体のボリュームを考慮しながら設計段階で再検討する。

(3) 情報・交流部門

ア ロビー

- ・ロビーは、庁舎と共用とする。
- ・外部から入りやすく、施設利用者の待ち合わせなどでの利用に限らず、ふらりと施設を訪れた人が楽しむことが出来る空間とする。
- ・多様なイベントを行う空間（ウェルカムステージ）を設置する。

イ ギャラリー

- ・市民の作品展示（立体・平面）などに利用できる空間を設ける。160 m²程度とする。

ウ 情報ライブラリー

- ・文化芸術に関する文献、楽譜、AV資料などを収集し、提供する。100 m²程度とする。
- ・専門スタッフを配置し、利用者が様々な相談を行うことができる窓口とする。

エ カフェ・レストラン

- ・にぎわい交流拠点となるように、外部に開かれたカフェ及びレストランを設置する。150 m²程度とする。
- ・ホールに併設される飲食施設として、長野らしい特色のある店舗とする。

- ・カフェ・レストランは庁舎と共用とする。

オ 会議室

- ・30人程度（30 m²程度）の会議に対応できる会議室を2室設置する。
- ・庁舎会議室の共用を検討する。

カ 託児室

- ・預けられた子どもたちが楽しく遊べる空間とする。25 m²程度とする。
- ・託児室内に授乳スペースを設ける。
- ・託児室は庁舎との共用を考慮する。

(4) アートマネジメント部門

ア アートマネジメントセンター

- ・舞台芸術に限らず、総合的な文化芸術の創造・発信を担うオフィスとして位置づけ、市民の文化芸術活動の支援や貸館利用の受付など、運営管理事務室としても機能する事務室を設置する。
- ・開放的で、誰もが気軽に立ち寄れる位置に設置する。100 m²程度とする。

イ プロデューサーズオフィス

- ・積極的に自主事業を展開する創造拠点とするために、芸術監督あるいは事業プロデューサーなどを起用するための専用事務室を用意する。

ウ サポーターズルーム

- ・運営管理への市民の積極的な参加を実現するために市民サポーター組織の事務室を設置する。
- ・アートマネジメントセンターとは別室にしながら、スタッフとの協力・連携が取りやすい配置とする。

エ 関連団体事務室

- ・市内の各種文化芸術団体が一時的に事務を行ったり、交流・連携を図ることができる事務室を設置する。
- ・将来的には専属の上演団体事務室として使用することも考慮する。

上記のうち「エ」は全体のボリュームを考慮しながら設計段階で再検討する。

面積表

ホール部門 5,740 m²

1) 大ホール 4,130 m²

	エリア	面 積(m ²)
1	客席	
2	ホワイエ	
3	舞台及び舞台裏	
4	技術諸室	
5	楽屋	
	計	4,130

2) 小ホール A (音楽ホール) 1,170 m²

	エリア	面 積(m ²)
1	客席	
2	ホワイエ	
3	舞台及び舞台裏	
4	技術諸室	
5	楽屋	
	計	1,170

3) 小ホール B (小劇場) 440 m²

	エリア	面 積(m ²)
1	舞台及び舞台裏	
2	楽屋	
	計	440

創造支援部門 840 m²

	エリア	面 積(m ²)
1	リハーサル室	
2	音楽練習室	
3	バンド練習室	
4	演劇練習室	
5	製作場	
6	録音スタジオ	
7	映像スタジオ	
8	サテライトスタジオ	
9	ラウンジ	
	計	840

情報・交流部門 720 m²

	エリア	面 積(m ²)
1	ロビー	
2	ギャラリー	
3	情報ライブラリー	
4	カフェ・レストラン	
5	会議室	
6	託児室	
	計	720

アートマネジメント部門 300 m²

	エリア	面 積(m ²)
1	アートマネジメントセンター	
2	プロデューサーズオフィス	
3	サポーターズルーム	
4	関連団体事務室	
	計	300

廊下・機械室関係 3,900 m²

	エリア	面 積(m ²)
1	共用部分	
2	機械室関係	
	計	3,900

新市民会館 想定延床面積 11,500 m²

3 <参考> ホール部門の構成と各ホールの性格づけ

(1) 基本構想における施設の性格づけ

基本構想における施設の構成および施設の性格づけは、下記のとおりである。

ア メインホール

- ・市の催事や講演会に配慮した、質の高い音楽に対応する 1,300 席から 1,500 席の音楽ホール

イ サブホール

- ・主に演劇に対応できる舞台機能を有した 300 席程度のホール

ウ 附属諸室等（練習室やリハーサル室など）

- ・市民の活発な文化芸術活動を支えるための練習室やリハーサル室などの諸室

(2) 基本計画での変更点

基本構想策定後の市民文化団体アンケートや市民ワークショップ等を通し、施設の設置目的や求められる機能に関する検討を重ね、施設の構成および性格づけを下記のように変更した。

ア 施設構成

新市民会館に求められる役割は、『育む』『楽しむ』『創る』『つなぐ』の4つの要素であり、その実現のためには、文化芸術の鑑賞の場、市民活動の発表・展示を行う場、その発表・展示を行うための創作・練習の場が必要となる。

そのためには、良質な舞台芸術の鑑賞の場を確保すると同時に、市民による日常的な舞台芸術の練習や作品の創造に必要な空間と発表の場の充実が求められる。そこで、基本構想でのサブホールとリハーサル室の機能の見直しを行い、サブホールの機能を市内で需要の多い音楽の演目と、演劇を中心とするその他の演目に分け、それぞれに適した機能を持ち、公演だけでなく、日常的な練習にも利用可能な2つの小ホールを設置することとした。

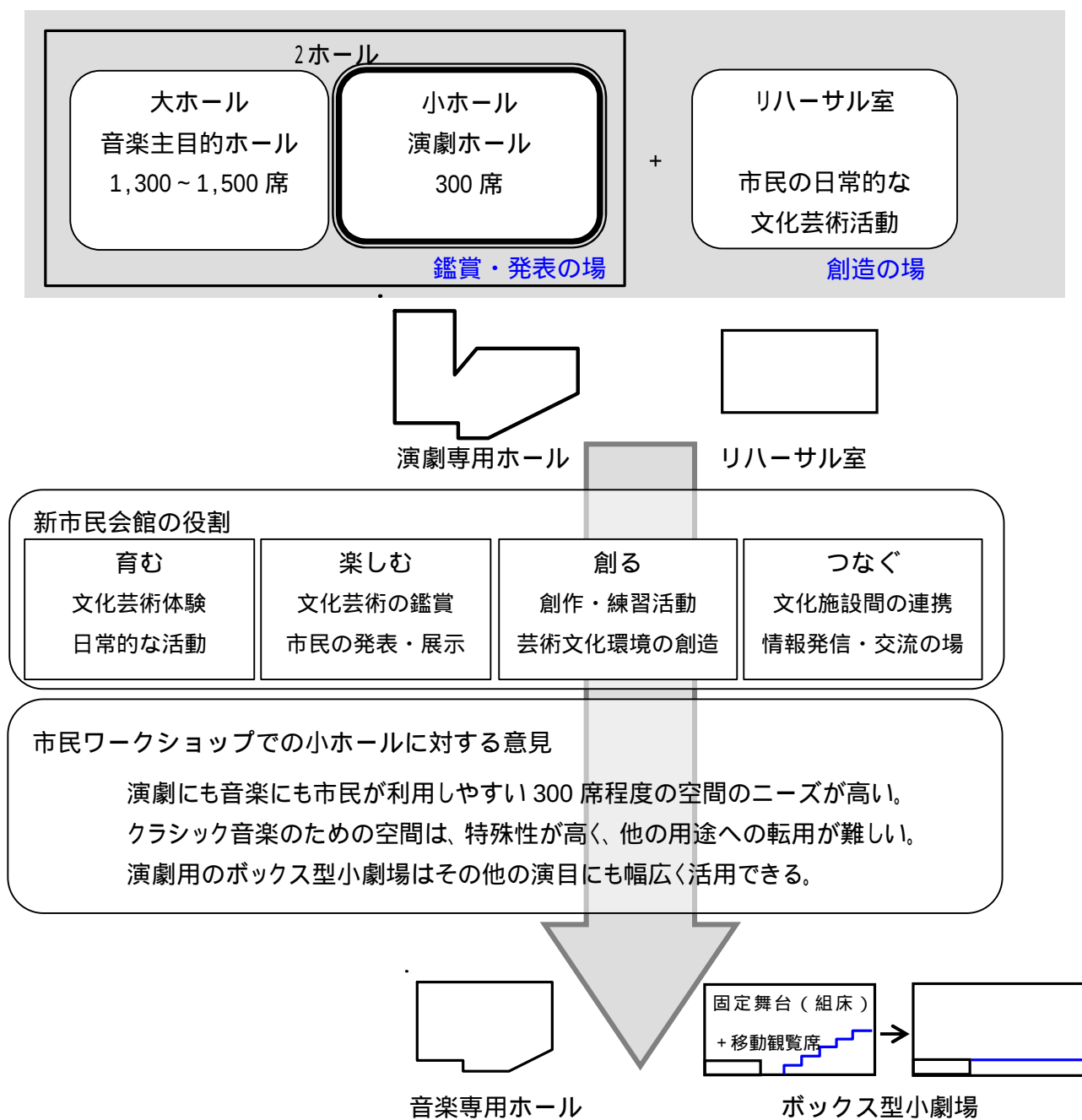
イ 施設の性格付け

- | | |
|----------------|--|
| ・大ホール | 『音楽主目的ホール 1,300 席程度』 |
| ・小ホールA [音楽ホール] | 『音楽専用ホール 300 席程度』 |
| ・小ホールB [小劇場] | 『演劇を中心に多様な演目に適するボックス型の小劇場 200～300 席程度』 |

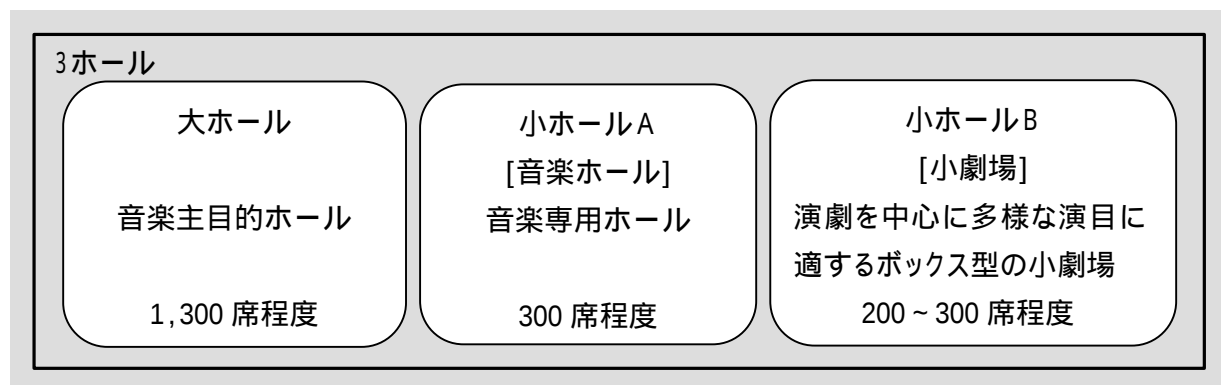
変更のポイント

- ・市民ニーズに即した施設構成とするが、全体の施設規模は増やさない。
(ただし、大ホールは 1,300 席程度とする)
- ・発表への利用のみならず、日常的な練習や作品づくりにも気軽に利用できるような規則づくりを今後検討する。

基本構想



基本計画（新市民会館の施設構成）



3 - 4 運営管理（平成 23 年度に「運営管理基本計画」を検討予定）

1 運営管理計画の策定

- (1) 本施設が実際にその役割を果たしていくための、具体的な運営管理計画について、施設の基本設計・実施設計とタイミングを合わせながら、平成 23 年度以降詳細な検討を行う。
- (2) 運営管理計画は「運営管理基本計画」と「運営管理実施計画」の二段階に分けて検討を行い、それぞれにおいて「事業」「組織」「施設運営管理」「収支」等の各項目について検討を行う。「基本計画」では基本的な事項を確認し、「実施計画」では翌年度以降開始する開館準備に向けた詳細にわたる項目を検討する。

2 事業

- (1) 積極的に自主事業を展開し、市の文化芸術振興の拠点の核となる施設とする。
- (2) 事業の頻度や内容は、近隣施設の事業や、本施設の貸館利用とバランスを取りながら、長期的な視点で長野市の文化芸術や市民の心を育む文化事業を実施する。
- (3) 「鑑賞」「普及・育成・教育」「交流」「創造」といった、目的に応じた事業をバランスよく実施する。
- (4) 施設特性や長野市の地域性に配慮した、特色ある事業を展開する。
- (5) 体験型の事業を通し、自主事業の中で市民が舞台に立つなど、実際に作品創りに参加する機会を提供する。プロとアマチュアの協働により、互いに刺激しあえる創造環境づくりが望まれる。
- (6) 事業のジャンルとしては、市民のニーズに応え、音楽や演劇など、多様なジャンルの事業を実施する。

3 組織

- (1) 事業計画の遂行と安全な施設管理のため、適切な組織形態の採用やスタッフの配置を行う。
- (2) 劇場運営、舞台技術、事業プロデュース、芸術監督（ ）等の各方面の専門家の起用について、今後検討を行う。
- (3) 市民が運営に参画できる仕組みづくりについて検討する。
- (4) 市民とプロが協働し、刺激しあうことのできる組織づくりが望まれる。
- (5) 市の関連文化施設との連携や一体的運営も視野に入れた体制づくりを検討する。

4 施設運営

基本理念や新市民会館の役割を実現するために、公立公共施設としての最適な運営について検討する。また、規則や料金設定などの詳細については、平成 23 年度以降の運営管理計画において検討を行う。

芸術監督

劇場や劇団、歌劇団、舞踊団、芸術祭などで活動方針、演目、出演者などを決めて組織を運営する芸術的責任者のこと。（出典：(株)朝日新聞出版発行「知恵蔵 2007」）

3 - 5 今後の課題

次に掲げる事項については基本計画の方向性に沿ってさらに継続して検討をしていく必要がある。

- 1 基本設計段階の市民参加
 - ・基本設計段階において、建設検討委員会や市民ワークショップと事務局と設計者が協働し、本計画の趣旨が反映されているか等を確認しながら、基本設計を進める必要がある。
- 2 公立文化施設を取り巻く環境変化に対応した運営管理計画
 - ・法制化を目指し検討が進められている「（仮称）劇場法」等について、専門機関・大学と連携しながら情報収集を行い、適切な運営管理計画を策定する必要がある。
- 3 文化芸術振興と施設整備の相互連携
 - ・本施設がその役割を十分に果たすため、本施設の運営管理及び本市の文化芸術振興を推進するための庁内体制を検討する必要がある。また、関係する部局が弾力的に連携を行う体制を検討する必要がある。
- 4 他施設との連携体制の構築
 - ・市内の他施設との最適な機能分担や連携体制を構築するとともに、改修や機能転換も視野に入れながら、多角的な視点から検討を行う必要がある。
- 5 文化芸術振興の拠点に相応しい施設名称
 - ・今後、早期の段階で旧来の「市民会館」という名称から、文化振興の拠点に相応しい名称に変更することが望まれる。計画段階から新しい名称が定着し、市民に親しまれるよう、可能な限り早期に検討を行う必要がある。

第4章 建設概要

4 - 1 施設整備概要

1 施設の構造

(1) 構造

計画建物には多くの市民が来庁（館）するため、建物が大地震に十分耐えられ、人命の安全確保が図れると同時に、地震動に対して庁舎の機能が停止しないことを目標とし、災害対策の指揮や情報伝達等の災害応急対策活動を行う特に重要な防災拠点施設としての機能を十分に発揮できる建物とする。また、新市民会館は避難所に指定する予定である。

ア 「官庁施設の総合耐震計画基準」（平成8年度版）による『災害応急対策活動に必要な施設』としての耐震性のランクとして、耐震安全性分類による Ⅰ類を、建築非構造部材 ⅠはA類、建築設備 Ⅱには甲類を適用する。

イ 長野市地域防災計画において震災時は本庁舎に災害対策本部を設置するよう定められているため、建物は免震構造とするなど十分な耐震性能及び防火性能を備え、災害応急対策活動の拠点施設とする。

Ⅰ類：大地震動後、構造体の補修（Ⅰ類の場合は「大きな補修」）をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られているもの。

A類：大地震動後、災害応急対策活動や被災者受け入れの円滑な実施をするうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の確保に加えて十分な機能確保が図られているもの。

甲類：大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できるもの。

1：「建築非構造部材」：外壁のタイル、天井材、間仕切り壁などをいう。

2：「建築設備」とは、照明器具、通信機器、配管類、空調機器、受水槽などをいう。

(2) 躯体

耐久性のある構造とリニューアルしやすい設備を選択することによって可能な限り長期間にわたって使用できる建物とする。

ア 100年以上の耐久性をもつ強固な構造体（スケルトン）と30年程度で改修が必要となる内装や設備機器（インフィル）を分離した「スケルトン・インフィル工法」を採用し建物の長寿命化を図る。

イ 構造躯体（スケルトン）の耐久性及び耐震性があること。

ウ 内装・設備（インフィル）の維持管理が容易にできること。

2 外構整備

公共交通の利便性向上・利用促進を図りつつ、また、周辺景観へも配慮しながら、誰もが利用しやすく安全な屋外空間とする。

(1) 周辺緑化

- ・多くの市民の憩いの場として利用できるよう、敷地内に緑やベンチなどを配置する。
- ・敷地内の緑地面積は空地面積の20%以上を確保する。（空地面積＝敷地面積－建築面積）

(2) ロータリーなど

- ・敷地内に貸し切りバス、送迎用車両等の乗降場所を設置する。
- ・市街地循環バス（ぐるりん号）の庁舎敷地内への乗入れを検討する。また、路線バスとぐるりん号の乗り換えがスムーズに行われるような動線を検討する。

(3) 駐車場

- ・第二庁舎南側も含めた市役所全体の駐車場について、車の動線を再検討する。
- ・必要台数は庁舎・市民会館全体で合計約750台程度とし、市民の利便性の確保の視点から、可能な限り平面駐車場により確保する。ただし、確保できない場合は敷地有効活用のため立体化を検討する。また、将来駐車場の有料化を視野に入れる。
- ・公用車用駐車場は平時の事務効率を確保するとともに、非常時の迅速な対応を確保する必要があることから、庁舎位置に隣接又は近接する場所に整備する。

(4) 駐輪場

- ・自転車と自動二輪車・原動機付自転車の駐輪場をそれぞれ分けて整備する。
- ・自転車駐輪場は、来庁者や職員用（自転車通勤者用）として約680台程度を整備する。また、公用自転車駐輪場として約70台程度を整備する。
- ・自動二輪車・原動機付自転車の駐輪場を来庁者用として約100台分を整備する。

3 動線

新庁舎と新市民会館との併設一部合築による長所と短所を的確に把握し、会議室などの諸室の共用や魅力的な共用ロビーの実現など、ソフトとハードの工夫により複合施設としてのメリットが最大限発揮される計画とする。

(1) 外部空間のアプローチ

- ・徒歩、自転車、バス、地下鉄、自動車など様々な交通手段で来庁する市民に対し、敷地のどの方向からもアプローチしやすい動線計画とする。
- ・ポケットパーク、プロムナード、緑の整備により、歩行者の休息の場や憩いの空間を計画する。
- ・車の動線は敷地の外周に配置し、敷地内の歩行者動線と可能な限り分離する。
- ・駐車場からの安全な動線を確保する。

(2) 内部空間のアプローチ

< 共通 >

- ・新庁舎と新市民会館は、併設一部合築を前提とするため、共用ロビーからそれぞれへの動線が明確となるよう計画する。

- ・共用ロビーは外部空間とのつながりにも配慮し、来庁者が文化芸術に触れることができるにぎわいと交流の拠点となるよう配置する。
- ・来庁（館）者の要件に応じてスムーズに案内するため、正面玄関に総合案内を配置する。

< 庁舎 >

- ・初めて来庁（館）した市民にとって、窓口の構成が理解しやすいようオープンで見渡しの良さに配慮するとともに、分かりやすい案内表示を用意する。
- ・生活・福祉・税関係の市民窓口は、新庁舎の低層階に総合案内から案内しやすい配置とし、諸手続きに訪れる市民の動線の短縮を図る。（ 2 - 3 新庁舎の規模・機能配置 参照 ）
- ・エレベーター、階段と併せて、低層階にはエスカレーターを設置し、来庁者が分かりやすいように、市民ロビーを中心に配置する。
- ・新庁舎においては来庁者と職員の動線をできるだけ分離する。
- ・特に強いセキュリティが求められる部門は、動線とセキュリティの関係に配慮する。
- ・来庁者や職員の利便性を考慮し、新庁舎と現第二庁舎を連絡通路で接続する。

< 市民会館 >

- ・不特定多数の人々が集まる施設であるため、来館者、出演者・スタッフ、搬出入などの動線を分かりやすく区分し、施設管理上、安全性に十分配慮する。
- ・舞台への搬出入が容易で安全かつ迅速に作業ができるよう配慮する。

4 - 2 事業手法

1 事業手法

早期の共用開始に向けた事業スケジュールや、市の財政負担軽減に向けた財源活用などを考慮し、公設型の事業手法により平成 26 年度内の竣工を目指して建設する。

また、建設工事の発注に当たっては、地元事業者への経済効果について十分検討する。

2 設計者の選定

設計者の選定については大きく分けて 3 つの選定手法が考えられるため、それぞれの特徴を整理し、事業に適した選定手法とする。

(1) 設計者選定手法の比較

ア 競争入札方式

- ・提示する条件（仕様書）に対し、設計料の入札を行い、その中から一番安価な業者を選定する。

イ プロポーザル方式

- ・具体的な設計案ではなく、設計者の考え方を評価し、「人」を選ぶことを目的とする。
- ・コンペ方式に比べて、提出者側の負担が軽減されることから、幅広く多様な提案が期待できる。
- ・設計段階においても柔軟に協議しながら、設計に反映することができる。

ウ コンペ方式

- ・提出された具体的な設計案を審査し、設計者を選定する。
- ・設計条件を明確に示す必要があり、それに基づいて具体的な設計案が作成され、その良否により「作品（プラン）」を選ぶことを目的とする。
- ・設計業務を開始すると、条件などを変更しにくい。

(2) 設計者選定に係る基本的な考え方

- ・設計者が恣意的に選定されることがなく、より広く公平に適切な設計者を求める必要があるため、公募型による設計者選定を実施することが求められる。

(3) 設計者選定方法

- ・市役所庁舎は市民共有の資産として将来に渡って良質な資産であることが求められるとともに、新市民会館との併設一部合築及び機能の共用が必要であることから、設計に当たっては優れた創造性、高度な技術力などが求められる。
- ・設計料の多寡により選定するのではなく、設計者の創造性、技術力、経験などを適正に審査の上、その設計業務の内容に最も適した設計者を選定することが重要である。
- ・設計者の創造性、技術力、提案力を活用しながら、設計段階で規模や配置について十分な協議・検討を行う必要があること、また、地元事業者の参画の観点から、プロポーザル方式による設計者の選定が最適である。

4 - 3 事業費

1 建設事業費

庁舎規模は、現第一庁舎面積の 12,000 m²から、総務省起債事業基準による 16,000 m²までとし、また、新市民会館の規模は 11,500 m²程度とし、基本設計において各施設の詳細やロビー等共用部の機能等を検討した上で、決定する。

従って、現時点で建設事業費は、新庁舎分として約 50 億円～65 億円程度と想定し（1 m²当たり単価 33 万円に諸経費を見込む）、新市民会館分として約 69 億円程度（1 m²当たり単価 60 万円）と想定する。

事業費：	新庁舎	約 50 億円～ 65 億円程度（12,000 m ² ～16,000 m ² ）
	新市民会館	約 69 億円程度（11,500 m ² ）
	合計	約 119 億円～134 億円程度

なお、以下の整備費については現時点で事業費に含まず、今後の基本設計において整備内容を含めて検討することとする。

- ・ 周辺道路整備（道路・交差点改良）
- ・ 民地での駐車場整備、または敷地内での立体駐車場整備
- ・ 駐車場有料化システム
- ・ 第二庁舎改修費 など

2 財源

財源として、基金、合併特例債、補助金、一般財源を想定しており、補助金や合併特例債等の国の支援を含む有利な財源を活用することにより、市民負担をできる限り抑制する。

(1) 庁舎整備基金

- ・ 平成 20 年度から「庁舎整備基金」の積み立てを開始しており、金額は平成 22 年度末までに、約 19 億円を予定する。

(2) 市制 90 周年記念文化施設建設基金

- ・ 昭和 62 年度から、文化施設整備のために「市制 90 周年記念文化施設建設基金」の積み立てを開始しており、金額は平成 22 年度末までに、約 24 億円を予定する。

(3) 合併特例債

- ・ 平成 17 年の 1 市 1 町 3 村合併時の合併建設計画に基づく事業として、合併特例債を活用する。（合併特例債は、元利償還額の 7 割を国が交付税措置をする有利な起債であり、平成 26 年度までに完了する事業に対して適用できる。）

(4) 補助金

- ・ 現時点で活用を想定している補助金は次のとおり。市の財政負担を軽減するため、できるだけ有利な補助金を活用できるよう検討する。
- ・ 社会資本整備総合交付金[国土交通省]
- ・ 新エネルギー導入補助金[独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構]

< 事業費・財源・負担の一覧 >

事業費及び市負担額は現時点の試算であり、基本設計・実施設計において精査します。

単位: 億円

		庁舎 (12,000㎡～16,000㎡)	市民会館 (11,500㎡)	合 計
事業費		50 ～ 65	69	119 ～ 134
財 源	補助金	0.5	8	8.5
	合併特例債	39 ～ 51	53	92 ～ 104
	一般財源	10.5 ～ 13.5	8	18.5 ～ 21.5
負 担	国負担額 () は特例債分	27.5 ～ 36 (27) ～ (35.5)	45 (37)	72.5 ～ 81 (64) ～ (72.5)
	市負担額	22.5 ～ 29	24	46.5 ～ 53
基金積立額 (22年度末見込)		19	24	43
市実質負担(-)		3.5 ～ 10	0	3.5 ～ 10

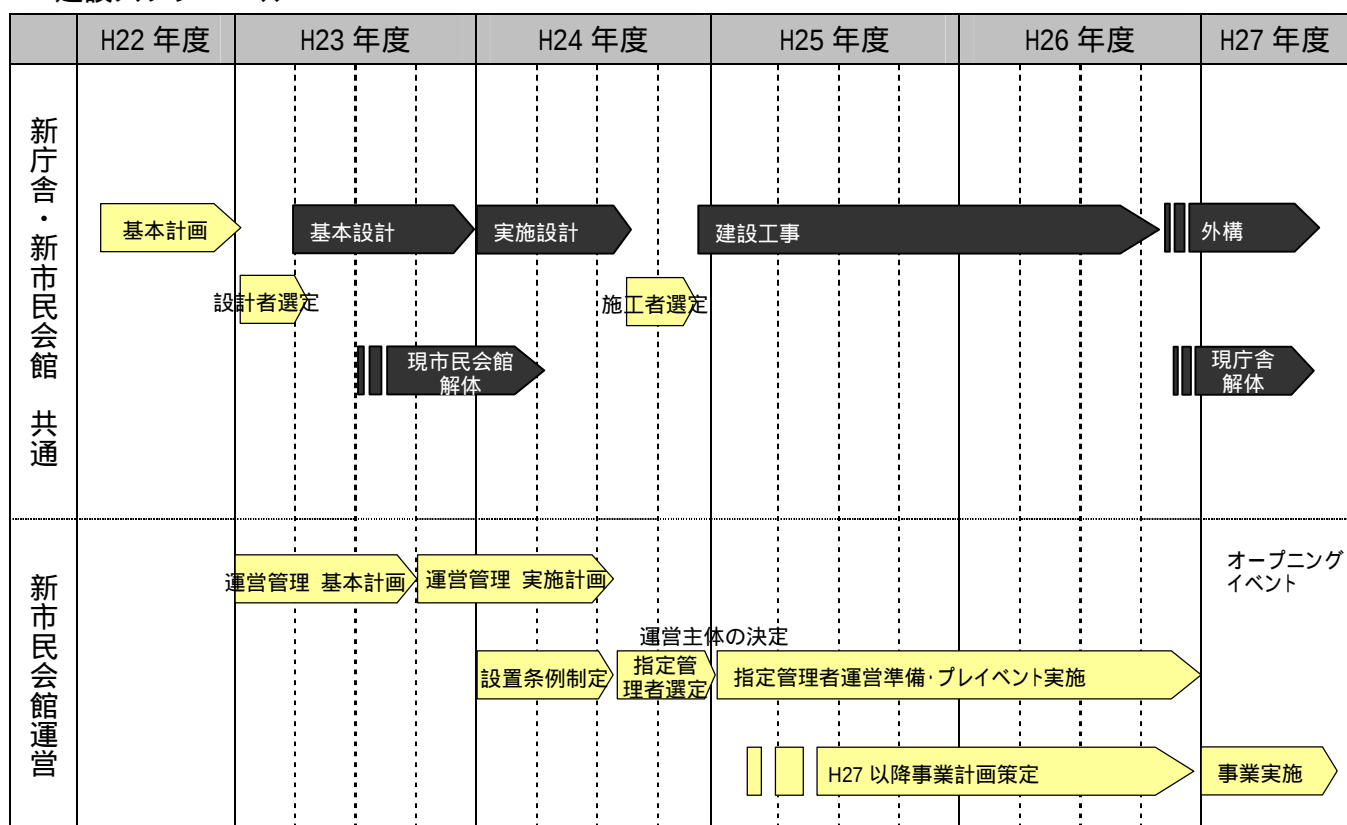
4 - 4 建設スケジュール

新庁舎及び新市民会館整備の事業スケジュールは下記のとおり。

概略の事業予定

- ・平成 23 年度 基本設計
- ・平成 24 年度 実施設計、建設工事施工者の選定
- ・平成 25・26 年度 建設工事
- ・平成 27 年度 供用開始

< 建設スケジュール >



参考 基本構想の概要

平成 22 年 2 月に庁舎・市民会館それぞれの基本構想を策定した。以下にその概要を記す。

1 市役所第一庁舎基本構想概要

(1) 理想の庁舎像

ア 基本理念

- ・「22世紀の市民につなぐ“環境みらい型庁舎”」

イ 建設コンセプト

- ・地球温暖化防止に取り組む「ECOモデル庁舎」
- ・市民の良好な生活環境を守る「安心モデル庁舎」
- ・市民に快適環境を提供する「次世代モデル庁舎」

(2) 施設整備の方向性

- ・現状の課題を解消する手法として「建て替え」を選択。
- ・建て替え場所は、「現市民会館を解体した跡地」とする。

(3) 新庁舎の規模

- ・現庁舎の延床面積約12,000 m²を基準とする。ただし、上限面積は起債対象となる約16,000 m²とする。

(4) 事業費及び財源

ア 事業費

- ・約50.3 億円（延床面積12,000m²の場合）～64.5億円（同16,000m²の場合）
- ・事業費単価の当面の目安 33 万円 / m²

イ 財源の確保

- ・合併特例債の活用、新エネルギー導入補助金の検討、まちづくり交付金の検討、庁舎整備基金の活用

2 長野市民会館基本構想概要

(1) 理想の市民会館像

ア 基本理念

- ・「人と環境にやさしい“文化芸術創造のステージ”」

イ 建設コンセプト

- ・豊かな心と多彩な文化を育む「文化芸術との出会いの場」
- ・子どもたちの「文化芸術の育成の場」
- ・長野の文化力を向上させるための「長野を象徴する文化芸術拠点」
- ・市民が集い活力あふれる「にぎわい交流拠点」
- ・建築の新たな可能性を示す「環境建築拠点」

(2) 施設整備の方向性

- ・現状の課題を解消する手法として「建て替え」を選択。
- ・建て替え場所は、現段階では「権堂B 地区再開発事業予定地」とする（ ）。

(3) 施設構成

- ・メインホール、サブホール、付帯諸室等

(4) 新市民会館の規模

- ・11,100から11,500 m²とする。

(5) 事業費及び財源

ア 事業費 ()

- ・約76.7 億円 (延床面積11,100m²の場合) ~ 79.1億円 (同11,500m²の場合)
- ・事業費単価の当面の目安 60 万円 / m²

イ 財源の確保

- ・合併特例債の活用、新エネルギー導入補助金の検討、まちづくり交付金の検討、市制90周年記念文化施設建設基金の活用

() 市民会館の建設地については、基本構想策定後、2 ページに示した経過を経て「現在地」に変更している。また、これに伴い、市民会館の事業費も変更している。

第一庁舎・長野市民会館建設基本計画(案)

平成23年3月

長野市総務部庶務課第一庁舎・長野市民会館建設室

〒380-8512

長野市大字鶴賀緑町1613番地

TEL 026-224-7494(直通)

FAX 026-224-7964